

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年 1月15日

【会社名】 ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド
(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)

【代表者の役職氏名】 副会長兼最高経営責任者 ピーター・ウォン・ツン・シュン
(Peter Wong Tung Shun, Deputy Chairman and Chief Executive)

【本店の所在の場所】 香港、クイーンズ・ロード・セントラル1番
(1 Queen's Road Central, Hong Kong)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小馬瀬 篤 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1157

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年 6月 1日
効力発生日	平成30年 6月 9日
有効期限	平成32年 6月 8日
発行登録番号	30 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	479,828,200,000円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録停止期間は、平成31年1月15日（提出日）である。

【提出理由】 発行登録書に一定の記載事項を追加するため、本訂正発行登録書を提出するものである。訂正内容については、以下を参照のこと。

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注) 当行は、本書において、課税、法令及び規制についていかなる助言もするものではない。

【訂正内容】

第一部【証券情報】

(以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しの直後に追加・挿入される。)

<ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド(香港上海銀行)
2024年2月13日満期 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数(日経平均株価、ユーロ・ストックス50
指数)参照デジタル・クーポン円建社債に関する情報>

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、本社債に関する「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。本書中の未定の事項は2月初旬頃に決定する。

1【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)]

銘 柄	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド(香港上海銀行)2024年2月13日満期 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数(日経平均株価、ユーロ・ ストックス50指数)参照デジタル・クーポン円建社債 (以下「本社債」という。)(注1)
売出券面額の総額または売 出振替社債の総額	5億円(予定)(注2)
売出価額の総額	5億円(予定)(注2)
売出しに係る社債の所有者 の住所および氏名または名 称	あおぞら証券株式会社(以下「売出人」という。) 東京都千代田区麹町六丁目1番地1
記名・無記名の別	無記名式
各社債の金額	1,000,000円(以下「額面金額」という。)

利 率	(1) 2019年2月13日(同日を含む。)から2019年5月13日(同日を含まない。)までの期間： 年7.00% (2) 2019年5月13日(同日を含む。)から償還期限(同日を含まない。)または(場合により)早期償還される日(同日を含まない。)までの期間： () 関連する利率決定日において、すべての参照指数終値がそれぞれの利率判定水準と等しいかそれを超える場合： 年7.00% () 関連する利率決定日において、いずれかの参照指数終値がその利率判定水準未満である場合： 年0.10% (注3)
償還期限	2024年2月13日(注4)
摘 要	(1) 本社債につき、個別の格付は取得していない。 (2) 本社債のその他の主要な事項については、下記「売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注1) 本社債は、発行会社のメディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「プログラム」という。)に基づき、2019年2月12日(以下「発行日」という。)に、発行会社により発行され、かつ、2016年3月11日付誓約証書(以下「誓約証書」という。)により構成され、その利益を享受する。本社債に適用ある条項は、いずれも英文である、2018年3月13日付募集目論見書(その後に発行された補足を含み、以下「海外目論見書」という。)および本社債に係る補足条件書(以下「補足条件書」という。)に記載されている。本社債は、いかなる取引所にも上場されない予定である。

(注2) 本社債は、ユーロ市場で発行され、日本で売り出される。本社債のユーロ市場における発行券面総額は本社債の売出席面額の総額および売出席額の総額と同額である。本書において、「円」は、日本国の法定通貨である日本円をいう。

本社債の売出席面額の総額および売出席額の総額は、本社債の需要状況を勘案した上で決定される。

(注3) 本社債の付利は2019年2月13日より開始する。利率の欄において使用されている用語は、下記「用語の定義」に定義されている。

(注4) 本社債は、下記「売出社債のその他の主要な事項 2. 償還および買入れ」に記載するとおり、償還期限前に償還される可能性がある。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%
申込期間	2019年2月4日から2019年2月12日まで
申込単位	1,000,000円
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人および本社債の売出しの取扱いを一部委託された登録金融機関の日本における本店および各支店(注1)
売出しの委託を受けた者の住所、氏名または名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし
摘 要	2019年2月13日を受渡期日とする。

(注1) 売出人は、以下の登録金融機関に本社債の売出しの取扱いを一部委託している。

登録金融機関の名称：株式会社あおぞら銀行

住所：東京都千代田区麹町六丁目1番地1

本社債の申込みおよび払込みは、本社債の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本社債の券面の交付は行われない。

- (注2) 本社は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「米国証券法」という。）に基づきまたは米国のいずれかの州もしくはその他の管轄域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。また、そのように登録される場合を除き、米国内において、または米国人に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社の勧誘または売り付けを行ってはならない。ただし、レギュレーションSに依拠する国外取引で非米国人に対する場合または米国証券法の登録義務の免除もしくは当該登録義務に服さない取引に従う場合で、かつ、その他の適用ある証券法を遵守する場合はこの限りではない。本項において使用される用語は、米国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- (注3) 本社は、米国税法のTEFRA Dに従う。米国内国歳入庁の規則により認められた場合を除き、米国もしくはその属領内において、または、米国人（United States Person）に対して、本社の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。本項において使用される用語は、1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）およびそれに基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有する。

用語の定義

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

- 「影響参照指数」とは、 障害日の影響を受ける参照指数をいう。
- 「営業日」とは、 東京およびロンドンにおいて商業銀行および外国為替市場が営業しており、かつ支払決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。
- 「観察期間」とは、 2019年2月14日（同日を含む。）から、最終評価日（同日を含む。）までの期間をいう。
- 「関連取引所」とは、
()日経平均株価については、大阪取引所、その承継者、または日経平均株価に関する先物もしくはオプション契約の取引が一時的に移転されている代替の取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる一時的な代替取引所または相場システムにおいて日経平均株価に関する先物およびオプション契約に関して元の関連取引所における場合と同等程度の流動性があると決定することを条件とする。）をいう。
()ユーロ・ストックス50については、ユーレックス、その承継者、またはユーロ・ストックス50に関する先物もしくはオプション契約の取引が一時的に移転されている代替の取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる一時的な代替取引所または相場システムにおいてユーロ・ストックス50に関する先物およびオプション契約に関して元の関連取引所における場合と同等程度の流動性があると決定することを条件とする。）をいう。
- 「共通予定取引日」とは、 すべての参照指数について予定取引日である日をいう。
- 「計算代理人」とは、 ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッドをいう。
- 「構成株式銘柄」とは、 ユーロ・ストックス50の各構成株式銘柄をいう。
- 「最終評価日」とは、 満期日直前の評価日をいう。
- 「参照株価」とは、 各参照指数につき、最終評価日における当該参照指数の参照指数終値をいう。
- 「参照指数」とは、 ()日経平均株価および/または()ユーロ・ストックス50をいう。
- 「参照指数終値」とは、 各参照指数につき、計算代理人が決定する予定取引日の評価時刻における参照指数水準をいい、下記「2. 償還および買入れ (5) 障害事由および調整事由」の対象となる。
- 「参照指数水準」とは、 各参照指数につき、該当するスポンサーが計算し、公表する参照指数の水準をいい、計算代理人により決定される。

「市場混乱事由」とは、	下記「2. 償還および買入れ (5) 障害事由および調整事由」に定義される。
「指数調整事由」とは、	下記「2. 償還および買入れ (5) 障害事由および調整事由」に定義される。
「償還額算出対象指数」とは、	最終評価日においてパフォーマンスが低いほうの参照指数をいう。最終評価日においてパフォーマンスが双方の参照指数について同じ値である場合、計算代理人が、その単独かつ絶対的裁量によって、いずれかの参照指数を償還額算出対象指数として決定する。
「償還額算出対象指数終値」とは、	償還額算出対象指数に係る参照株価をいう。
「障害日」とは、	()日経平均株価については、取引所または関連取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができないまたは市場混乱事由が生じている、予定取引日をいう。 ()ユーロ・ストックス50については、(a)スポンサーがユーロ・ストックス50の水準を公表することができない、(b)関連取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができないまたは(c)市場混乱事由が生じている、予定取引日をいう。
「スポンサー」とは、	()日経平均株価については、株式会社日本経済新聞社をいう。 ()ユーロ・ストックス50については、ストックス・リミテッドをいう。
「早期終了」とは、	()日経平均株価については、日経平均株価の20%以上を構成する株式銘柄に関する取引所または関連取引所が、その取引所営業日の予定終了時前に取引を終了することをいう。ただし、取引所または関連取引所が、(a)当該取引所営業日における取引所または関連取引所の通常取引セッションにおける実際の終了時刻、および(b)当該取引所営業日の評価時刻における取引執行のために取引所または関連取引所のシステムに入力される注文の提出期限のいずれか早い時間から少なくとも1時間前までに、当該早期終了時刻の発表をしている場合を除く。 ()ユーロ・ストックス50については、いずれかのユーロ・ストックス50の構成株式銘柄に関する取引所または関連取引所が、その取引所営業日の予定終了時前に取引を終了することをいう。ただし、取引所または関連取引所が、(a)当該取引所営業日における取引所または関連取引所の通常取引セッションにおける実際の終了時刻、および(b)当該取引所営業日の評価時刻における取引執行のために取引所または関連取引所のシステムに入力される注文の提出期限のいずれか早い時間から少なくとも1時間前までに、当該早期終了時刻の発表をしている場合を除く。
「早期終了額」とは、	裏付けとなるまたは関連するヘッジ取引および資金調達取決め(スワップまたはその他の手段を含むが、これらに限定されない。)を解消する際に発行会社(またはその関係者)に生じる損失、経費および費用を十分に斟酌して調整した、関連する早期償還直前の(当該早期償還に至った事情は考慮に入れない。)本社債の公正市場価値に等しい金額(すべて計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する。)をいう。

- 「早期償還額（税務）」とは、裏付けとなるまたは関連するヘッジ取引および資金調達取決め（スワップまたはその他の手段を含むが、これらに限定されない。）を解消する際に発行会社（またはその関係者）に生じる損失、経費および費用を十分に斟酌して調整した、関連する早期償還直前の（当該早期償還に至った事情は考慮に入れない。）本社債の公正市場価値に等しい金額（すべて計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する。）をいう。
- 「早期償還事由」とは、各早期償還判定日において、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量ですべての参照指数終値がそれぞれの早期償還判定水準と等しいかそれを超えると決定した場合、当該日において発生したとみなされるものをいう。
- 「早期償還判定水準」とは、各参照指数につき、当該参照指数の当初株価の100%（小数第三位を四捨五入する。）をいう（当初株価決定日において計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する。）。
- 「早期償還判定日」とは、各評価日（最終評価日を除く。）をいう。
- 「早期償還日」とは、早期償還事由が発生した早期償還判定日直後の利払日をいう。当該利払日が営業日に当たらない場合、翌営業日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合、直前の営業日とする。）。なお、かかる利払日の調整がなされた場合であっても、支払われるべき金額の調整は、一切なされない。
- 「早期消滅決済額」とは、計算代理人の単独かつ絶対的裁量に基づく意見として定められる、本社債の消滅の代償としてその状況における公正な金額をいう。
- 「追加障害事由」とは、下記「2. 償還および買入れ (5) 障害事由および調整事由」に定義される。
- 「当初株価」とは、各参照指数につき、当初株価決定日に計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する、当該参照指数の当初株価決定日の参照指数終値をいう。

「当初株価決定日」とは、

2019年2月13日をいう。ただし、同日がいずれかの参照指数について予定取引日ではない場合、すべての参照指数の当初株価決定日は、計算代理人の意見として障害日ではない、その直後の共通予定取引日とする。かかる日が障害日である場合、障害日の発生の影響を受けない参照指数についての当初株価決定日は予定した当初株価決定日（障害日とされる事由が生じていなければ当初株価決定日とされるはずであったもとの日をいう。以下同じ。）とし、影響参照指数についての当初株価決定日は当該影響参照指数にかかる障害日ではない直後の予定取引日とする。ただし、予定した当初株価決定日の直後の2予定取引日が連続して当該影響参照指数の障害日である場合、（ ）予定した当初株価決定日の直後の2予定取引日目の日を、障害日であっても、当該影響参照指数にかかる当初株価決定日とみなし（以下「みなし決定日」という。）、（ ）計算代理人は、当該参照指数を構成する各株式銘柄または各構成株式銘柄のみなし決定日の評価時刻における取引所の取引または相場価格（または障害日を生じさせる事由がみなし決定日に当該株式銘柄または当該構成株式銘柄に関して生じている場合、みなし決定日の評価時刻の当該株式銘柄または当該構成株式銘柄の価値の誠実な推測値）を用いて、最初の障害日の発生直前に有効であった当該参照指数を算出するための計算式および方法に従い、みなし決定日の評価時刻における当該参照指数の水準を決定するものとする。

「取引所」とは、

（ ）日経平均株価については、東京証券取引所、その承継者、または日経平均株価の株式銘柄の取引が一時的に移転されている代替の取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる一時的な代替取引所または相場システムにおいて日経平均株価の株式銘柄に関して元の取引所における場合と同等程度の流動性があると決定することを条件とする。）をいう。

（ ）ユーロ・ストックス50およびユーロ・ストックス50の各構成株式銘柄については、当該構成株式銘柄に関して、当該構成株式銘柄の取引が主に行われているものとして計算代理人が決定する主要な証券取引所、その承継者、またはユーロ・ストックス50の構成株式銘柄の取引が一時的に移転されている代替の取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる一時的な代替取引所または相場システムにおいてユーロ・ストックス50の構成株式銘柄に関して元の取引所における場合と同等程度の流動性があると決定することを条件とする。）をいう。

- 「取引障害」とは、
- ()日経平均株価については、(a)取引所における日経平均株価の20%以上を構成する株式銘柄に関する、または(b)関連取引所における日経平均株価に関連する先物もしくはオプション契約に関する、当該取引所、関連取引所その他による取引の停止または当該取引に課せられた制限をいい、当該取引所または関連取引所による値幅制限を超える株価変動を理由とするものであるか否かを問わない。
- ()ユーロ・ストックス50については、(a)いずれかのユーロ・ストックス50の構成株式銘柄に関する取引所における当該構成株式銘柄に関する、または(b)関連取引所におけるユーロ・ストックス50に関連する先物もしくはオプション契約に関する、当該取引所、関連取引所その他による取引の停止または当該取引に課せられた制限をいい、当該取引所または関連取引所による値幅制限を超える株価変動を理由とするものであるか否かを問わない。
- 「取引所営業日」とは、
- ()日経平均株価については、取引所および関連取引所における取引が予定終了時よりも早く終了するか否かにかかわらず、取引所および関連取引所がそれぞれの通常取引セッションの間、取引のために開設されている予定取引日をいう。
- ()ユーロ・ストックス50については、スポンサーがユーロ・ストックス50の水準を公表し、かつ、関連取引所における取引が予定終了時よりも早く終了するか否かにかかわらず、関連取引所が通常取引セッションの間、取引のために開設されている予定取引日をいう。
- 「取引所障害」とは、
- ()日経平均株価については、(a)日経平均株価の水準の20%以上を構成する株式銘柄について取引所において取引を実行しもしくはその時価を取得し、または(b)日経平均株価に関連する先物およびオプション契約について関連取引所において取引を実行しもしくはその時価を取得する市場参加者の機能を一般に失わせ、または毀損する事由(計算代理人がその単独かつ絶対的裁量によって決定する。ただし、早期終了を除く。)をいう。
- ()ユーロ・ストックス50については、(a)ユーロ・ストックス50を構成するいずれかの構成株式銘柄について取引所において取引を実行しもしくはその時価を取得し、または(b)ユーロ・ストックス50に関連する先物およびオプション契約について関連取引所において取引を実行しもしくはその時価を取得する市場参加者の機能を一般に失わせ、または毀損する事由(計算代理人がその単独かつ絶対的裁量によって決定する。ただし、早期終了を除く。)をいう。
- 「日経平均株価」とは、
- 東京証券取引所第一部に上場されている選択された225銘柄の株価指数である日経平均株価(日経225)をいい、正式な指数はスポンサーが計算し、その詳細は下記「2. 償還および買入れ(6) 参照指数に関する情報」に記載される。
- 「ロックイン事由」とは、
- 計算代理人がその単独かつ絶対的裁量によって、いずれかの参照指数について、観察期間中のいずれかの予定取引日において、参照指数終値が一度でもロックイン判定水準と等しいか、またはそれを下回ったと判断した場合(当該予定取引日に他方の参照指数に係る取引所において取引が行われているか否かを問わない。)に発生したとみなされるものをいう。

- 「ノックイン判定水準」とは、各参照指数につき、当該参照指数の当初株価の65%に相当する値（小数第三位を四捨五入する。）をいう（当初株価決定日において計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する。）。
- 「パフォーマンス」とは、各参照指数につき、当該参照指数の参照株価を当初株価で除した値として計算代理人が決定する値をいう。
- 「評価時刻」とは、
()日経平均株価については、日経平均株価について関連する日の取引所の予定終了時をいう。取引所が予定終了日より早く終了する場合、評価時刻は、実際の終了時刻とする。
()ユーロ・ストックス50については、(a)市場混乱事由が発生しているか否かを決定する目的においては、構成株式銘柄に関しては当該構成株式銘柄に関する取引所の予定終了時を、ユーロ・ストックス50に関する先物またはオプション取引に関しては、関連取引所の取引終了時を、また(b)その他のあらゆる状況においては、スポンサーによってユーロ・ストックス50の公式な終値が計算され、公表される時刻をいう。
- 「評価日」とは、各利払日（当該利払日が営業日に当たらない場合、翌営業日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合、直前の営業日とする。））の10共通予定取引日前の日をいう。ただし、同日がいずれかの参照指数について予定取引日ではない場合、すべての参照指数の評価日は、計算代理人の意見として障害日ではない、その直後の共通予定取引日とする。かかる日が障害日である場合、障害日の発生の影響を受けない参照指数についての評価日は予定した評価日（障害日とされる事由が生じていなければ評価日とされるはずであったもとの日をいう。以下同じ。）とし、影響参照指数についての評価日は当該影響参照指数にかかる障害日ではない直後の予定取引日とする。ただし、予定した評価日の直後の2予定取引日が連続して当該影響参照指数の障害日である場合、()予定した評価日の直後の2予定取引日目の日を、障害日であっても、当該影響参照指数に係る評価日とみなし（以下「みなし評価日」という。）、()計算代理人は、当該参照指数を構成する各株式銘柄または各構成株式銘柄のみなし評価日の評価時刻における取引所の取引または相場価格（または障害日を生じさせる事由がみなし評価日に当該株式銘柄または当該構成株式銘柄に関して生じている場合、みなし評価日の評価時刻の当該株式銘柄または当該構成株式銘柄の価値の誠実な推測値）を用いて、最初の障害日の発生直前に有効であった当該参照指数を算出するための計算式および方法に従い、みなし評価日の評価時刻における当該参照指数の水準を決定するものとする。

「法の変更」とは、	発行日以降、()適用される法律もしくは規則(税法を含むが、これに限定されない。)の採用もしくは変更ゆえに、または()適用される法律もしくは規則の管轄権を有する裁判所、裁定機関もしくは規制当局による解釈の公布もしくは変更ゆえに、(a)日経平均株価を構成する株式銘柄もしくは構成株式銘柄を保有、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b)本社債に基づく発行会社の義務を履行する費用が著しく増加する(租税債務の増加、税制上の優遇措置の縮小、または発行会社の税務ポジションに対するその他の悪影響によるものを含むが、これらに限定されない。)、と発行会社が誠実に決定することをいう。
「満期日」とは、	2024年2月13日をいう。当該日が営業日に当たらない場合、翌営業日とする(ただし、かかる日が翌暦月に属する場合、直前の営業日とする。)。なお、かかる日の調整がなされた場合であっても、支払われるべき金額の調整は、一切なされない。
「ユーロ・ストックス50」とは、	ユーロ圏の11ヶ国におけるスーパーセクターを代表する50の株式会社の株式の指数であるユーロ・ストックス50 インデックス(通貨:ユーロ)をいい、正式な指数はスポンサーが計算し、その詳細は下記「2. 償還および買入れ(6) 参照指数に関する情報」に記載される。
「予定終了時」とは、	取引所または関連取引所および予定取引日について、当該予定取引日における当該取引所または関連取引所の平日の予定された終了時刻をいう。時間外またはその他の通常取引セッション取引時間外の取引は考慮しない。
「予定取引日」とは、	()日経平均株価については、取引所および関連取引所がそれぞれの通常取引セッションの取引のために開設を予定している日をいう。 ()ユーロ・ストックス50については、(a)スポンサーがユーロ・ストックス50の水準を公表する予定であり、かつ、(b)関連取引所がその通常取引セッションの取引のために開設を予定している日をいう。
「利率決定日」とは、	初回を除く各評価日をいう。
「利率判定水準」とは、	各参照指数につき、当該参照指数の当初株価の85%(小数第三位を四捨五入する。)をいう(当初株価決定日において計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する。)

売社債のその他の主要な事項

1. 利息

(1) 各本社債の利息は、額面金額1,000,000円の各本社債につき、以下に記載する方法に従って決定される利率で、利息起算日である2019年2月13日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までこれを付す。利息の支払は、2019年5月13日を初回とし、それ以降満期日(同日を含む。)まで、毎年2月13日、5月13日、8月13日および11月13日(以下の営業日の処理規定に従うものとし、それぞれ「利払日」という。)に、下記「3. 支払」の規定に従って後払いで支払われる。

利息起算日(同日を含む。)から初回の利払日である2019年5月13日(同日を含まない。)までの期間(以下「初回利息期間」という。)については、年7.00%の利率で利息が付され、額面金額

1,000,000円の各本社債につき支払われる利息の金額として、17,500円が初回の利払日である2019年5月13日に後払いされる。

2019年5月13日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間については、2019年8月13日を初回とし満期日を最終回とする各利払日に、前利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（初回利息期間と併せて以下「利息期間」という。）についての利息が後払いされる。額面金額1,000,000円の各本社債につき各利払日に支払われる利息の金額は、以下に記載する方法に従って計算代理人によりその単独かつ絶対的裁量で決定される。利息の金額は、1円未満を四捨五入する。

- （ ） 当該利払日の直前の利率決定日におけるすべての参照指数終値がそれぞれの利率判定水準と等しいかそれを超えると計算代理人が判断した場合、年率7.00%とし、利息の金額は17,500円とする。
- （ ） 当該利払日の直前の利率決定日におけるいずれかの参照指数終値がその利率判定水準未満であると計算代理人が判断した場合、年率0.10%とし、利息の金額は250円とする。

利払日が営業日に当たらない場合、翌営業日を利払日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合、当該利払日は直前の営業日とする。）。なお、かかる利払日の調整がなされた場合であっても、利息期間および支払われるべき金額の調整は、一切なされない。

- (2) 利息の発生は、本社債が償還される日に停止する。ただし、本社債の適法な呈示または引渡し（必要である場合）がなされたにもかかわらず、償還額（場合により、満期償還額（下記「2. 償還および買入れ（1）満期償還」に記載する方法に従って決定される。）、早期償還額（税務）または早期終了額およびその他本社債の要項に規定するまたはそれに従って決定される償還金額の性質を有するその他の金額を意味する。）の全額の支払が不当に留保、拒絶その他不払いとなった場合、支払が不当に留保、拒絶その他不払い（請求または判決の前後を含む。）となった元本に対し、当該本社債の適法な呈示または引渡し（必要である場合）、当該支払が行われた日まで、または、かかる日より早い場合（支払の前提条件として当該本社債の呈示または引渡しが必要ではない場合を除く。）、発行支払代理人（下記「4. 支払代理人」に定義される。）が当該支払を行う資金を受領後、当該必要な資金を受領した旨を当該本社債の保有者（以下「本社債権者」という。）に対して下記「10. 通知」に従い通知した日の翌日より7日目の日まで（ただし、その後本社債権者に対する支払に不履行があった場合を除く。）、継続して適用ある利率による利息が発生する。

各本社債につき支払われる利息の金額は、各本社債の額面金額に、該当する期間に応じて適用ある利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される。ただし、1円未満を四捨五入する。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間の末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間の末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（当日を含む。）から計算期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

疑義を避けるために付言すると、早期償還事由が発生する早期償還判定日に関する早期償還日についても利息の金額（もしあれば）は支払われるが、それ以降に利息の金額が支払われることはない。

- (3) 計算代理人が付与、表示、行為または取得するすべての証明、通信、意見、判定、計算、建値および決定は、故意、悪意または明白な誤りが無い限り、発行会社、発行支払代理人ならびに本社債および利札の保有者を拘束し、計算代理人はその権限、義務および裁量の行使または不行使についての責任を発行会社ならびに本社債および利札の保有者に負わない。

2. 償還および買入れ

(1) 満期償還

本社債が早期償還または買入消却されない限り、各本社債は、以下に従って計算代理人の単独かつ絶対的裁量で計算される金額（以下「満期償還額」という。）で満期日に償還されるものとする。

- (a) ノックイン事由が発生しなかった場合：

$$\text{額面金額} \times 100\%$$

- (b) ノックイン事由が発生し、すべての参照指数の参照株価がそれぞれの当初株価と等しいかそれを超える場合：

$$\text{額面金額} \times 100\%$$

- (c) ノックイン事由が発生し、いずれかの参照指数の参照株価がその当初株価未満の場合：

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終評価日における償還額算出対象指数終値}}{\text{償還額算出対象指数の当初株価}}$$

ただし、満期償還額は1円未満を四捨五入するものとする。かかる満期償還額は、0円以上の金額とし、かつ額面金額の100%を上回らないものとする。

満期日が営業日に当たらない場合、翌営業日を満期日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合、当該満期日は直前の営業日とする。）。なお、かかる満期日の調整がなされた場合であっても、支払われるべき金額の調整は、一切なされない。

(2) 参照指数水準による早期償還

早期償還事由が発生した場合、本社債は償還され、発行会社により、早期償還日において、各本社債につき額面金額の100%が支払われる。

(3) 税務上の理由による早期償還

本社債に関し、本社債の発行日以後に有効となった、香港、その下部行政主体またはそのもしくはその域内の課税権限を有する当局もしくは機関の法令または決定の変更、あるいは、かかる法令または決定の解釈または運用の変更の結果として、発行会社が下記の「8. 課税上の取扱い」に基づき、追加額を支払うことを求められる場合、発行会社はその裁量により、本社債権者に対し、「10. 通知」に従い30日以上60日以下の通知（かかる通知は取消不能とする。）をした上で、未償還の本社債のすべて（一部は不可）を、早期償還額（税務）で、経過利息（もしあれば）とともに、償還することができる。ただし、かかる償還の通知は、本社債に関する支払期日が到来したと仮定すれば発行会社がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日の90日前より早く行うことはできない。

(4) 不可抗力を理由とする早期償還

本社債に基づく発行会社の義務（または本社債に関連して設定されたヘッジ取引もしくは資金調達取決めに基づく発行会社もしくは発行会社の関係者の義務）の履行の全部または一部が、違法または実務上不能（適用される現在もしくは将来の法律、規定、規則、判決、命令もしくは指令、または政府、行政、立法もしくは司法当局もしくは権限者の要件もしくは要請に従った結果である場合を含むが、これらに限定されない。）になったと計算代理人がその絶対的裁量で決定した場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の当該義務を解消する権利を有するものとする。かかる状況において本社債は、発行会社の選択により、当該事由の結果として本社債に基づく発行会社の義務または関連するヘッジ取引もしくは資金調達取決め（本社債に基づく発行会社の義務をヘッジするあらゆる種類の原資産および/またはスワップもしくはその他の手段を保有することを含むが、これらに限定されない。）に関して発行会社および/またはその関係者に生じた合理的な経費および費用（かかる関連するヘッジ取引および資金調達取決めを解消する費用を含むが、これらに限定されない。）を十分に斟酌して調整した、かかる早期償還直前の（当該早期償還に至った事情は考慮に入れない。）本社債の公正市場価値に等しい金額（計算代理人が決定する。）で、償還されることができる。

(5) 障害事由および調整事由

計算代理人は、随時、参照指数に関し、市場混乱事由、指数調整事由または追加障害事由が発生したか否かを決定するものとする。計算代理人が、かかる事由が発生したと決定した場合、計算代理人が本社債の要項に従い行うことのできるその他の選択、調整または代替を損なうことなく、計算代理人は、影響を受ける参照指数の当初株価もしくは参照指数終値（場合による）または本社債のその他の諸条件に対し、その単独かつ絶対的裁量で適切とみなす調整を行うことができる。

(a) 市場混乱事由

「市場混乱事由」は、下記()または()に記載の事由をいう。

()日経平均株価については、(a)取引障害もしくは取引所障害で、いずれの場合においても計算代理人がその単独かつ絶対的裁量によって重大であると判断するものが、評価時刻に終了する1時間の間に発生もしくは存在していること、または(b)早期終了をいう。

いずれかの時点で日経平均株価に関する市場混乱事由が生じているか否かを決定するために、市場混乱事由が日経平均株価の株式銘柄に関して生じている場合、日経平均株価の水準に対するかかる銘柄の関連寄与率は、(x)かかる銘柄に対して帰せられる日経平均株価の水準の割合と(y)全体的な日経平均株価の水準の比較に基づく。いずれも、かかる市場混乱事由の発生直前の水準とする。

()ユーロ・ストックス50については、(A)(a)ユーロ・ストックス50のいずれかの構成株式銘柄が主に取引されている取引所に関する取引障害、もしくは(b)ユーロ・ストックス50のいずれかの構成株式銘柄が主に取引されている取引所に関する取引所障害で、いずれの場合においても計算代理人がその単独かつ絶対的裁量によって重大であると判断するものが、当該評価時刻に終了する1時間の間に発生もしくは存在し、もしくは(c)ユーロ・ストックス50のいずれかの構成株式銘柄に関する早期終了が発生もしくは存在し、かつ、かかる取引障害、取引所障害もしくは早期終了が発生もしくは存在しているユーロ・ストックス50の構成株式銘柄が全体でユーロ・ストックス50の水準の20%以上を構成すること、または(B)(a)ユーロ・ストックス50に関連する先物もしくはオプション契約に関する関連取引所に関する取引障害、もしくは(b)ユーロ・ストックス50に関連する先物もしくはオプション契約に関する関連取引所に関する取引所障害で、いずれの場合においても計算代理人がその単独かつ絶対的裁量によって重大であると判断するものが、当該評価時刻に終了する1時間の間に発生もしくは存在していること、もしくは(c)ユーロ・ストックス50に関連する先物もしくはオプション契約に関する早期終了が発生もしくは存在することをいう。

いずれかの時点でユーロ・ストックス50に関する市場混乱事由が生じているか否かを決定するために、市場混乱事由がユーロ・ストックス50の構成株式銘柄に関して生じている場合、ユーロ・ストックス50の水準に対するかかる構成株式銘柄の関連寄与率は、(x)かかる構成株式銘柄に対して帰せられるユーロ・ストックス50の水準の割合と(y)全体的なユーロ・ストックス50の水準の比較に基づく。いずれの場合も、市場の始値の一部としてスポンサーが公表する公式な始値の組入比率を用いる。

(b) 参照指数の調整

いずれかの参照指数が()スポンサーによって計算および公表されないが、発行会社が認めるスポンサーの承継者(以下「承継スポンサー」という。)によって計算および公表される場合、または()計算代理人の判断(かかる判断は、計算代理人の単独かつ絶対的裁量でなされる。)によって、当該参照指数の計算に使用される計算式および計算方法と同じもしくは実質的に同じものを使用した承継指数によって代替される場合、いずれの場合においても、承継スポンサーによって計算および公表される指数または承継参照指数(場合による)を、承継する参照指数(以下「承継指数」という。)とみなす。

()評価日までにスポンサーもしくは場合により承継スポンサーが、参照指数の計算式もしくは計算方法の重大な変更を行うか、その他の方法で当該参照指数を大幅に変更することを行うこと(構成する株式、資本の変更またはその他の慣例的事由の発生時に当該参照指数を維持するために計算式または計算方法に定められている修正を除く。)(以下「指数変更」という。)もしくは当該参照指数を永久的に終了し、承継指数も存在しないことを発表した場合(以下「指数消滅」という。)、または()評価日に、スポンサーもしくは場合により承継スポンサーが参照指数の計算および公表を怠った場合(以下「指数障害」といい、指数変更および指数消滅と併せて「指数調整事由」と総称する。)、計算代理人は当該指数調整事由が本社債に重大な影響を与えるかを判断し、影響があると判断した場合、その単独かつ絶対的裁量で当該本社債を継続させる

か否かを決定し、継続させると決定した場合、その単独かつ絶対的裁量で、行うべき調整を決定する。計算代理人が、当該本社債を継続すると決定した場合、公表された当該参照指数の水準に代えて、かかる変更または障害の直前に有効であった当該参照指数を算出するための計算式および計算方法に従い、当該調整事由直前の当該指数を構成した株式銘柄/コモディティ（取引所において上場廃止となった株式を除く。）のみを使用して、計算代理人の単独かつ絶対的裁量で決定される評価日の当該参照指数の水準を用いて本社債に基づく支払を決定することができる。

計算代理人が、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を消滅させると決定した場合、本社債は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で選択する日をもって消滅するものとし、該当する満期償還額を受け取る本社債権者の権利は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は、早期消滅決済額の支払をもって完全に履行されたものとする。

公開または公表された参照指数の水準で、かつ本社債に基づく支払を決定するために計算代理人が使用したまたは使用する予定であるものが、その後に修正され、本社債に基づく支払のための支払指図（発行会社により計算代理人に通知される。）が与えられる日より前にスポンサーまたは承継スポンサーにより当該修正が公開または公表された場合、計算代理人は、当該修正の結果として支払われるべき本社債に基づく支払を決定するものとする。

(c) 追加障害事由

追加障害事由の発生後、計算代理人は、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を継続させるか否かを決定し、継続させると決定した場合、その単独かつ絶対的裁量で、行うべき調整を決定する。計算代理人が、本社債を継続させると決定した場合、計算代理人は、本社債に基づき支払われる金額（上記の満期償還額の算出式を含むが、これに限定されない。）に対し、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定する調整（もしあれば）を行うことができ、また、当該追加障害事由の当該本社債に対する経済的影響を斟酌し、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定するその他の調整を行うことができる。かかる変更または調整は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する日に効力を生ずるものとする。計算代理人が、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を消滅させると決定した場合、本社債は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で選択する日をもって消滅するものとし、本社債権者の満期償還額の受領権は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は、早期消滅決済額の支払をもって完全に履行されたものとする。追加障害事由の発生または継続の結果として、発行会社が本社債に関する支払または受渡を行う義務を一時停止しなければならないと計算代理人が決定した限度で、本社債権者は、かかる一時停止に関し利息その他の代償を得る権利を有しないものとする。

本社債に関する「追加障害事由」は、法の変更を意味する。

(d) その他調整

本社債の価値に影響を与えるまたはその可能性があるとして計算代理人が（その裁量で、ただし合理的に）決定する事由が発生した場合、計算代理人は、参照指数および本社債のその他の行使、支払その他の条件に対し、（計算代理人の裁量で、ただし合理的に）追加の調整（本社債に基づき交付され得る現金を含むが、これらに限定されない。）を行い、当該調整の発効日を決定することができる。

(6) 参照指数に関する情報

(a) 免責

() 日経平均株価

日経平均株価についてのすべての知的財産権および産業財産権（著作権を含む。）は、日本経済新聞社の独占的な財産である。とりわけ、「日経」「日経平均株価」および「日経225」は日本経済新聞社により所有される登録商標である。日本経済新聞社は、日経平均株価に関するすべての知的財産権および産業財産権（著作権を含む。）を保有する。

本社債、ワラントまたは証書はいかなる方法によっても日本経済新聞社により後援、推奨または販売促進されるものではない。日本経済新聞社は、日経平均株価または特定の日における日経平均株価の指数を使用することにより生じる結果その他につき、日経平均株価の過去の成績または指数は日経平均株価の将来の成績または指数の信頼性のある指標ではないことを警告し、明示または黙示を問わずいかなる保証または表明も行わない。日経平均株価は、専ら日本経済新聞社により集計および計算されるものである。しかしながら、日本経済新聞社は日経平均株価における誤りについていかなる者に対しても責任を負わないものとし、また本社債、ワラントまたは証書の購入者または販売会社を含むいかなる者に対してもかかる誤りを通知する義務を負わないものとする。

さらに、日本経済新聞社は、日経平均株価を計算する際に使用される方法の修正または変更について保証はせず、計算を継続する義務を負わず、日経平均株価を計算する際に使用される方法を変更する義務を負わず、また日経平均株価の計算、発表および開示を継続する義務はない。

日本経済新聞社は、いかなる場合においても、金融投資家に関して金融機関に適用される規制の遵守について責任を負わない。

() ユーロ・ストックス50 およびストックス指数

ユーロ・ストックス50 またはストックス指数および指数名に使用される商標は、スイス、チューリッヒ市のストックス・リミテッド（以下「ストックス社」という。）および/またはそのライセンサーの知的財産権である。当該指数はストックス社のライセンスに基づいて使用されている。当該指数に基づく本社債、ワラントまたは証書は、ストックス社および/またはそのライセンサーにより出資、宣伝、販売または販売促進されておらず、ストックス社またはそのライセンサーのいずれもこれについて責任を負わない。

ストックス社およびそのライセンサーは、以下の行為を行うものではない。

- ・ 本社債、ワラントまたは証書への出資、宣伝、販売または販売促進

- ・ 本社債、ワラント、証書またはその他の証券への投資の推薦
- ・ 本社債、ワラントまたは証書に関する時期、数量または価格に関する決定につき、義務もしくは責任を負うことまたは当該決定を行うこと
- ・ 本社債、ワラントまたは証書の管理、運営または取引につき、義務または責任を負うこと
- ・ ユーロ・ストックス50 またはストックス指数の決定、構成または計算に関し、本社債、ワラントもしくは証書の需要もしくは本社債、ワラントもしくは証書の所有者を考慮すること、またはそのようにする義務を負うこと

ストックス社およびそのライセンサーは本社債、ワラントまたは証書に関し、いかなる責任も負わない。特に、以下の責任を負うものではない。

- ・ スtockス社およびそのライセンサーは、明示または黙示を問わず、いかなる保証もせず、以下のいずれについても保証をしない。
 - 本社債、ワラントもしくは証書、本社債、ワラントもしくは証書の所有者またはその他の者に、ユーロ・ストックス50 またはストックス指数およびユーロ・ストックス50 またはストックス指数に含まれるデータの使用に関してもたらされる結果
 - ユーロ・ストックス50 またはストックス指数およびそのデータの正確性または完全性
 - ユーロ・ストックス50 またはストックス指数およびそのデータの特定の目的または使用に対する市場性および適切性
- ・ スtockス社およびそのライセンサーは、ユーロ・ストックス50 もしくはストックス指数またはそのデータのいかなる過誤、脱漏または障害についても、何らの責任を負わない。
- ・ いかなる状況においても、ストックス社またはそのライセンサーは、利益の喪失または間接的、懲罰的、特別もしくは派生的な損害もしくは損失につき、ストックス社およびそのライセンサーがかかる事態が起こりうることを知っていたとしても、責任を負わない。

エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーとストックス社との間のライセンス契約は、本社債、ワラントもしくは証書の所有者またはその他の第三者の利益のためではなく、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーとストックス社の利益のためにのみ締結されたものである。

(b) 参照指数の概略

() 日経平均株価に関する情報

別段の定めのない限り、日経平均株価に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在におけるスポンサーの方針を反映するものである。かかる方針はスポンサーにより任意に変更されることがある。

日経平均株価は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、スポンサーが計算し公表する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。

スポンサーは、日経平均株価の計算に際し下記の計算方法を用いるが、スポンサーが本社債に関連する支払額に影響を与え得るかかる計算方法を修正または変更しない保証は無い。

日経平均株価は、修正平均株価加重指数であり（すなわち、日経平均株価における各構成銘柄の加重値は発行者の株式の時価総額ではなく1株当りの株価に基づいている。）、その計算方法は、（ ）各構成銘柄の1株当りの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、（ ）その積を合計し、（ ）その数値を除数で除したものである。除数は当初1949年に設定されたときは225であったが、2019年1月7日現在27.003となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50円をスポンサーの設定する構成銘柄の1株あたりのみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額が1株あたりのみなし額面価格を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。現在の各構成銘柄の1株あたりのみなし額面価格は、2001年10月1日現在の日本株式額面価格の廃止直前の額面価格または1株あたりのみなし額面価格に基づき、下記記載のその後の調整に従っている。日経平均株価の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経平均株価の値は、東京証券取引所の取引時間中5秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加または除外もしくは株式の銘柄の入替えまたは株式分割もしくは株式併合などの一定の変化が生じた場合には、日経平均株価の値が継続的に維持されるように、日経平均株価を計算するための除数または場合により該当する構成銘柄の1株あたりのみなし額面価格は、日経平均株価の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数または1株あたりのみなし額面価格は、当該変更の発生した直後の株価に新たな加重関数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経平均株価の値）がその変更の生じる直前の日経平均株価の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄の構成は、スポンサーにより除外または追加される。構成銘柄は、スポンサーの設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

- () 倒産（会社更生法または民事再生法の適用申請や会社清算など）による上場廃止または整理ポスト入り
- () 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- () 債務超過などその他の理由による整理ポスト入りまたは上場廃止
- () 東京証券取引所第二部への指定替え

上場廃止の可能性が高いかまたは上場廃止申請の審査中であるとの理由による監理ポスト入り銘柄については、原則除外候補となるが、かかる銘柄の除外の実施は、発行会社の事業の継続可能性または上場廃止の見込みを考慮した後に決定される。構成銘柄からある株式を除外した場合には、スポンサーは、特定の基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とする。ただし、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を計算することがある。この間にあって

は、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

() ユーロ・ストックス50に関する情報

概 略

本書に記載されるユーロ・ストックス50 に関するすべての情報は公的に入手可能な情報源に依拠している。かかる情報は、当該情報源に記載の通り、本書日付現在のストックス社の方針を反映しているものであり、かかる方針はストックス社の決定によって変更される。かかる情報の正確性および完全性においていかなる表明または保証もなされていない。

ユーロ・ストックス50 インデックスは、ユーロ・ストックス指数に基づき、ユーロ圏のスーパーセクターの浮動株時価総額上位優良銘柄で構成されている指数である。当該指数は、ユーロ圏の11ヶ国（オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガルおよびスペイン）の50の銘柄から構成されている。ユーロ・ストックス50 インデックスは、上場投資信託、先物取引、オプション取引および仕組み商品のような全世界の幅広い投資商品の原資産として、その使用の許諾が金融機関に対して与えられている。

ユーロ・ストックス50 インデックスには3つのタイプ（価格、総売上および純利益）があり、それぞれ5種類の通貨（ユーロ、米ドル、カナダドル、英国ポンドおよび日本円）で表示される。基準値は1991年12月31日現在で1,000とする。

構成銘柄の選定および管理

ユーロ・ストックスの地域毎の優良部門指数のそれぞれのために、株式銘柄は、浮動株時価総額によりランク付けされる。最も大型である銘柄から順に対応するユーロ・ストックスTMIスーパーセクター・インデックスの浮動株時価の60パーセント近くがカバーされるようになるまで選定リストに加えられる。次順の銘柄を加えることにより60パーセントに近づく限り、当該銘柄も選定リストに加えられる。その後、すべての現在のユーロ・ストックス50 インデックスの銘柄が選定リストに加えられる。その後、選定リスト上のすべての銘柄は、最終指数選定リストを作成するために、浮動株時価総額でランク付けされる。選定リスト上の最も大型である40銘柄は選定される。残りの10銘柄は、41位から60位の残りの現在の銘柄中から選抜される。もし銘柄数がまだ50未満である場合、残りの銘柄のうち最も大型である銘柄から、50に達するまで選定される。

親指数であるユーロ・ストックス・インデックスの最低流動性基準が適用される。

ユーロ・ストックス50 インデックスの構成銘柄は、毎年9月に再検討されている。再検討の基準日は8月の最終取引日である。

浮動株時価総額比率ファクター： 構成銘柄は三ヶ月毎に上限浮動株時価総額比率10パーセントで制限されている。

入替え： 固定された銘柄数を保つために、削除された銘柄はすぐに、毎月更新される最新の選定リストに基づき入れ替えられる。

速やかな削除： 構成銘柄はその適格性を確保するために、毎月継続して各月の選定リストの順位に基づいてあらゆる変更につきチェックされている。それにより生じた変更については、当該再検討の5取引日後の終了時に実施され、その直後の取引日に効力が発生する。

速やかな組入れ： 直近の選定リストのすべての銘柄および新規株式公開されている銘柄は、三ヶ月毎にファスト・トラック追加のために再検討されている。銘柄が追加される場合は、ユーロ・ストックス50 内の最小株式が代替される。

ユーロ・ストックス50 を構成する現行の銘柄リストはストックス社のウェブサイト（現在はwww.stoxx.com）にて公表されている。ストックス社のウェブサイトに含まれている情報は本書に参照されておらず、また本書の一部を構成するものではない。

ユーロ・ストックス50 インデックスの計算に使用される各株式銘柄の浮動株要因は、三ヶ月毎に再検討され、三ヶ月毎の再検討日に実施されている。

ユーロ・ストックス50 インデックスの計算方法

ユーロ・ストックス50 は「ラスパイレス算式」を使用して計算されており、構成銘柄の価格変動の固定基準重量に対する比率を計算するものである。ユーロ・ストックス50 は独自の除数を有しており、当該除数は企業活動に由来する変化を受けてもユーロ・ストックス50 の価値を保つように調整されている。

(7) 買入れ

発行会社および発行会社に関連する子会社は、公開市場その他において随時いかなる価格でも本社債を買い入れることができる。ただし、本社債に付された期限未到来の利札もともに買い入れられなくてはならない。

(8) 消却

上記「(7) 買入れ」に従って買い入れられた本社債および利札は、保有、消却もしくは再発行のための引渡し、または再販売のいずれもなされ得る。再発行または再販売された社債は、いずれの目的においても、本社債と同一のシリーズを構成するものとみなされる。上記「(1) 満期償還、(2) 参照指数水準による早期償還、(3) 税務上の理由による早期償還または(4) 不可抗力を理由とする早期償還」に従って償還された期限未到来の本社債と利札は直ちに消却され再発行または再販売することができない。

3. 支払

本社債に関して支払うべき金額（利息以外）の支払は、支払代理人の指定事務所での本社債の呈示および（一部支払の場合は除き）引渡しと引換えに行う。

本社債に付く利息に関する金額の支払は、下記のとおり行う。

- () 仮大券または恒久大券の場合、米国（仮大券または恒久大券において使用するときは、アメリカ合衆国およびその属領を意味する。）外の支払代理人の指定事務所での該当する仮大券または恒久大券の呈示に対して（以下の規定が適用される場合を除く。）、かつ、仮大券の場合、該当する仮大券において求められる適切な証明に対して、行う。
- () 当初交付の時点で添付された利札とともに交付された確定社債券の場合、該当する利札の引渡しと引換えに、または利払いの予定日以外に支払うべき利息の場合、該当する確定社債券の呈示に対して、いずれの場合も米国外の支払代理人のいずれかの指定事務所で行う（以下の規定が適用される場合を除く。）。

本社債の利息について支払われるべき金額の支払は、米国内に所在する支払代理人の指定事務所で行なわれることはない。ただし、(a)米国外に所在する支払代理人のすべての指定事務所における、支払期限が到来した当該本社債の利息につき支払われるべき金額の全額の支払が違法であるか、または為替管理もしくはその他同様の制限により実質的に妨げられる場合、および(b)適用される米国法によりかかる支払が許容される場合を除く。かかる場合、発行会社は直ちに、ニューヨーク市に指定事務所を有する追加の支払代理人を任命するものとする。

本社債に関して支払うべき金額の支払期日が関連金融センター日でない場合、本社債権者は、翌関連金融センター日までその支払を受ける権利を有しない。本社債権者は、当該日以降、現地銀行営業日に小切手による支払を受ける権利を有し、また現地銀行営業日、関連金融センター日、かつ指定口座が置かれている場所の該当する通貨での支払を商業銀行および外国為替市場が決済する日である日において、該当する指定口座への振込みにより支払を受ける権利を有する。利息その他を理由とするさらなる支払は、このように延期された支払に関しては行われぬが、本社債の要項に従う支払の不履行がその後発生した場合、利息は、上記「1. 利息」で定めるとおりに引き続き発生するものとする。

「関連金融センター日」とは、東京およびロンドンにおいて商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日をいう。また「現地銀行営業日」とは、商業銀行が関連する本社債または場合に より利札の呈示場所において営業（外国為替および外貨預金の取扱業務を含む。）を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

添付された利札とともに当初交付された各確定社債券は、最終償還のためには、呈示し、かつ、期限未到来のすべての利札とともに引き渡す必要がある（償還額の一部支払の場合を除く。）。かかる期限未到来のすべての利札の引渡しが無い場合、(a)以下の定めに従うことを条件として、期限未到来の初回の利払日にかかる欠缺利札の金額（または全額の支払でない場合、かかる欠缺利札の金額のうち、支払済みとなる償還額の支払うべき総償還額に占める割合に相当する部分）は、当該最終償還において本来支払うべき金額から控除し、このように控除した金額は、当該償還額の支払に適用される関連日（下記「8. 課税上の取扱い - 香港の租税」に定義される。）から10年以内にいつでも、支払代理人のいずれかの指定事務所、該当する利札の引渡しと引換えに支払われ、(b)当該確定社債券に関連するその他の期限未到来の利札は、引き渡されたか否かを問わず、無効となり、それらに関してその後何らの支払も行われぬ。

前段落の(a)にかかわらず、確定社債券が発行され、期限未到来の利札が添付されずまたは引き渡されずに当該確定社債券が支払のために提示されたときに、前段落の(a)により控除することを要する金額が、本来支払うべき償還額より大きくなる場合、当該確定社債券の償還の期日に当該期限未到来の利札（添付されているか否かを問わない。）は無効となるものとする（それに関して支払は行われないものとする。）が、無効となる範囲は、無効にならない利札に関して前段落の(a)の定めが適用されたときに、前段落の(a)により控除することを要する金額が、本来支払うべき償還額より大きくなるために要する範囲とする。前文を適用するにあたり、ある確定社債券に関する期限未到来の利札のすべてではなく一部を無効にすることを要する場合、該当する支払代理人は、期限未到来の利

札のいずれが無効になるかを決定するものとし、かかる目的においては、期日が早い方の利札に優先して期日が遅い方の利札を選択するものとする。

本社債に関する支払（元利金その他を問わない。）は、支払期日が到来した金額に係る通貨で、同者の指定する当該通貨の口座への振込みによってなされる。

すべての支払は、支払地において適用のある財政その他の法規制に従うほか（ただし、「8. 課税上の取扱い - 香港の租税」の適用を排除するものではない。）、内国歳入法（下記「8. 課税上の取扱い - 香港の租税」に定義される。）第871条(m)に基づき要求される源泉徴収または控除に服し、また、内国歳入法第1471条(b)に記載の契約に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項に関する公的解釈、もしくはかかる条項に関する政府間の提案を実施する法律に基づき賦課される源泉徴収もしくは控除にも服する。

4. 支払代理人

発行支払代理人とその当初指定事務所は以下のとおりである。

名称： ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド

住所： 香港、クイーンズ・ロード・セントラル1番HSBCメインビルディング30階

発行会社はいつでも、支払代理人（発行支払代理人を含む。）または計算代理人の任命を変更しまたは解任し、追加のもしくはその他の支払代理人または別の計算代理人を任命する権利を留保する。ただし、（ ）発行支払代理人、（ ）上記「3. 支払」の第3段落で述べる状況においては、ニューヨーク市に指定事務所を有する支払代理人、および（ ）計算代理人が常に置かれることとする。支払代理人および計算代理人は、いつでもそれぞれの指定事務所を同じ市の他の指定事務所に変更する権利を留保する。支払代理人、計算代理人またはそれらの指定事務所のすべての変更の通知は、下記「10. 通知」に従い発行会社が本社債権者に速やかに行う。

支払代理人および計算代理人は、プログラムに関する発行支払代理契約（以下「発行支払代理契約」という。）または自己の任命に関して締結するその他の契約に定める場合を除き、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債または利札の保有者に対する義務またはかかる保有者のための代理もしくは信託関係を引き受けるものではない。支払代理人および計算代理人はそれぞれ、発行支払代理契約または自己の任命に関して締結するもしくはこれに付随するその他の契約において、自らに明示的に課される任務および義務の履行についてのみ責任を負うものとする。

5. 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接かつ無条件の無担保非劣後債務を構成し、本社債間では相互に優先せず同順位であり、その発行日において発行会社の他の現在および将来の無担保非劣後債務すべてと同順位（強制的で一般的に適用される法の規定により優先されるべき債務を除く。）である。

6. 債務不履行事由および清算

(1) 債務不履行事由

下記の事由または状況（以下「債務不履行事由」という。）は、本社債に関する期限の利益喪失事由とする。すなわち、本社債に関する元利金の支払において、その支払期日に不履行があり、当該不履行が14日間継続した場合である。ただし、かかる支払遅延または支払拒絶が、（ ）財政その他の法律もしくは規則もしくは管轄裁判所の命令を遵守するためであるか、または（ ）当該法律、規則もしくは命令の有効性もしくは適用可能性について疑義がある場合、当該14日間のいずれかの時点で得られた定評ある独立の法律顧問による有効性もしくは適用可能性についての助言に従うものであるときには、債務不履行事由とはならないものとする。

本社債に関して債務不履行事由が発生した場合、本社債権者は、発行会社への書面の通知により、発行支払代理人の指定事務所において、当該本社債および当該本社債についてその時点で発生しているすべての利息は直ちに期限の利益を喪失する旨宣言することができ、これにより当該本社債は、呈示、請求、異議申立てその他の一切の通知（当該本社債に含まれる相反する趣旨の定めにかかわらず、これらはすべて発行会社が明示的に放棄する。）を要求することなく、当該本社債について発生しているすべての利息（もしあれば）とともに、その早期終了額で直ちに支払われなければならない。ただし、それ以前に本社債に関するすべての債務不履行事由が治癒された場合、この限りではない。

(2) 清算

香港において発行会社を清算する命令が下されたか、またはかかる清算の有効な決議案が可決された場合（本社債権者の特別決議（発行支払代理契約に定義される。）によって事前に承認されている再建または合併の計画に関連して行う場合を除く。）、本社債権者は、発行会社への書面の通知により、発行支払代理人の指定事務所において、当該本社債および当該本社債についてその時点で発生しているすべての利息は直ちに期限の利益を喪失する旨宣言することができ、これにより当該本社債は、早期終了額で直ちに支払われなければならない。

(3) 他の救済の不存在

本社債もしくは利札について発行会社が負担する金額の回収または本社債、利札その他に基づく義務、条件もしくは条項の発行会社による違反について、本「6. 債務不履行事由および清算」に定められるものを除き、本社債権者および利札の保有者に認められる救済手段は存在しない。

7. 社債権者集会および修正

社債権者集会

発行支払代理契約には、本社債の要項、誓約証書（当該本社債に適用され得る限りにおいて）を修正するための特別決議（かかる特別決議の定足数は、増加された定足数であることを要する。）を含むがこれらに限定されない、本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を検討するために本社債の社債権者集会を招集することに関する規定が含まれている（かかる規定は、本書に組み込まれているかのように効力を有するものとする。）。本社債の社債権者集会で可決した特別決議は、当該本社債権者が集会に参加したか否かを問わず、本社債権者および本社債の利札の所有者のすべてを拘束するものとする。

加えて、()社債権者集会の通知を受ける権利を当該時点において有するすべての保有者を代表して署名された書面による決議または()社債権者集会の通知を受領する権利を有するすべての本社債権者によるまたは本社債権者のための関連する決済機関を通しての電子的方法による同意(発行支払代理人が認めた様式による。)は、いずれも特別決議として効力を有する。書面によるかかる決議は、単一の文書または同一の様式による複数の文書によることができ、それぞれ1名以上の保有者によりまたは1名以上の保有者のために署名されるものとする。

修正

発行会社は、発行支払代理人の同意を得た上で、本社債権者または関連する利札(もしあれば)の保有者の同意なく、以下の事項を行うことができる。

- (a) 本社債権者の利益に損害を及ぼさない本社債の要項、本社債、利札、誓約証書、発行支払代理契約の修正(ただし、上述のとおり増加された定足数を要する修正を除く。)
- (b) 本社債の要項、本社債、利札、誓約証書、発行支払代理契約の形式的、微細または技術的な修正、または明白な誤りを修正するためもしくは法律の強行規定を遵守するためになされる修正。

かかる修正は、本社債権者および利札保有者を拘束するものとし、当該修正後、下記「10. 通知」に従って実務上可能な限り速やかに本社債権者に通知するものとする。

8. 課税上の取扱い

香港の租税

- (1) 本社債に関する発行会社による支払はすべて(元利金その他を問わない。)、香港、その下部行政主体またはそのもしくはその域内の課税権限を有する当局によりまたはそのために、賦課、取立、徴収、源泉徴収または査定される一切の税金、賦課金その他の公租公課の請求から免除され、これらを源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合、この限りではない。かかる場合、発行会社は、当該源泉徴収または控除が求められなかったならば保有者が受け取るはずであった金額を当該保有者が受け取ることとなるように、追加額を支払う。ただし、以下のいずれかの支払のために呈示された本社債または利札に関しては、かかる追加額は支払われない。
 - (a) 本社債または利札の所持以外に香港と関係を有することを理由として、かかる本社債または利札に関する税金、賦課金その他の公租公課が課される保有者によるまたはそのためである場合。
 - (b) 関連日後30日を超える期間を経過した場合。ただし、その保有者がかかる30日間の最終日に支払のためにかかる本社債または利札を呈示していたならば受領する権利を有していた追加額を除く。
 - (c) 1986年米国内国歳入法(以下「内国歳入法」という。)第871条(m)に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、内国歳入法第1471条(b)に記載の契約に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項に関する公的解釈、もしくはかかる条項に関する政府間の提案を実施する法律に基づき賦課される源泉徴収もしくは控除。

- (2) 本書における「関連日」とは、()その支払について支払期日が最初に到来する日、または()発行支払代理契約に従い支払われるべき全額が当該期日もしくはその前に発行支払代理人に適切に支払われていない場合、かかる全額がそのように適切に支払われ、保有者への支払に充当できる状態となっており、その旨の通知が「10. 通知」に従い本社債権者に与えられた日の、いずれか遅い方を意味する。
- (3) 発行会社が、いずれかの時点で香港以外の課税管轄域の対象となった場合、「2. 償還および買入れ (3) 税務上の理由による早期償還」および上記(1)における香港への言及は、香港および/またはかかるその他の課税管轄域への言及に読み替えられ、解釈される。
- (4) 本社債の要項において、本社債に関する「元本」および/または「利息」への言及は、本項に基づいて支払われるべき追加額も指すとみなされる。文脈上別異に解される場合を除き、本書における「元本」への言及は、本社債の要項に従い支払われるべき額面超過金、償還額、および元本の性質を有するその他の金額を含むものとし、「利息」への言及は、「1. 利息」に従い支払われるべきすべての金額、および本社債の要項に従い支払われるべき利息の性質を有するその他の金額を含むものとする。

日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本社債のように支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ社債については、ある特定の条件下においては、当該社債を保有する法人では、その社債を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本社債にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- () 本社債は、特定口座において取り扱うことができる。
- () 本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上15.315%（所得税および復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

- () 本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- () 日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- () 本社債に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9. 準拠法

(a) 準拠法

本社債、利札、および本社債から生ずるまたは本社債に関連する非契約上の義務は、英国法に準拠し、同法に従い解釈される。

(b) 英国の裁判所

下記第三段落を除いて、英国裁判所は、本社債および/または利札から生ずるまたはこれらに関連する紛争（それらの存在、有効性、解釈、履行、違反もしくは消滅、またはそれらの無効性の結果についての紛争、ならびに本社債および/または利札から生ずるまたはこれらに関連する契約外の義務に関する紛争を含めて、以下「紛争」という。）を解決する専属管轄権を有し、したがって、紛争に係る発行会社および本社債または利札の保有者のそれぞれは、英国裁判所の専属管轄権に服する。

本項の目的において、発行会社は、いずれの紛争を解決するためにおいても英国裁判所が不便宜または不適切管轄であると英国裁判所に異議を唱える権利を放棄する。

法により許容される限度内で、本社債権者および利札保有者は、いずれの紛争に関しても、()管轄権を有する他の裁判所で訴訟を提起し、また()複数の管轄区域で同時に訴訟を提起することもできる。

発行会社は、紛争に関する英国裁判所での訴訟における自己の訴状送達代理人として、ロンドン市カナダスクエア8所在のエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーを取消不能の形で任命し、エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーが何らかの理由で代理人を務めることができないか、または務めようとしめない場合、発行会社は直ちに、紛争に関する英国での自己の訴状送達代理人として別の者を任命することに同意する。発行会社は、訴状送達代理人が訴状を発行会社に通知しなくとも送達が無効とならないことに同意する。本社債の要項のいずれの定めも、法が許容する他の方法で訴状を送達する権利に影響を与えないものとする。

10. 通知

本社債権者への通知は、香港において広く配布されている有力な日刊新聞（サウス・チャイナ・モーニング・ポストを予定）で発表する場合、かかる発表が実行可能でない場合はアジアにおいて広く配布されている英語の有力な日刊新聞で発表する場合、または仮大券もしくは恒久大券により表章される本社債についてはユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ（以下「ユーロクリア」とい

う。)およびクリアストリーム・バンキング・エスエー(以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。)ならびに/または他の該当する決済機関の記録で本社債を有するとされる者へのそれらの機関による連絡のために当該機関に交付される場合、有効になされるものとみなす。このようになされる通知は、かかる最初の発表日(また複数の新聞で発表することを求められる場合、求められるすべての新聞で発表が行われた最初の日)、またはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクならびに/または当該他の決済機関へのかかる交付日に、有効に与えられたとみなされる。利札保有者は、すべての目的において、本項に従い本社債権者に与えられる通知の内容を知っているとみなされる。本項に従い与えられる各通知の写しは、いかなる場合もユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび/または他の該当する決済機関に交付される。

11. その他

(1) 本社債の様式、額面金額および権利

(a) 様式および額面金額

本社債は、無記名式で発行される。本社債は、仮大券により表章される。

仮大券は、恒久大券に規定される限定的な場合のみ確定社債券と交換可能な恒久大券へ交換される。恒久大券または確定社債券への交換は交換日以降になされる。「交換日」は、発行日から40日目以降の日をいう。

本社債は、その額面金額で発行される。

確定社債券は、当初の交付時点で利札が添付され、利札の呈示は、一定の場合を除き利払いの前提条件となる。

(b) 権利

本社債の権利は、交付により移転する。本書での本社債または利札の「保有者」への言及は、当該本社債または当該利札の所持人を指す。無記名式大券により表章される本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの規則および手順に従ってのみ譲渡可能である。

本社債または利札の保有者は、(適用される法律または規制上の要件により別段求められる場合を除き)すべての目的において(期日を過ぎているか否かを問わず、その所有権、信託もしくはそれにおける権益の通知、そこに記載されている事項、またはその盗難もしくは紛失にかかわらず)、その絶対的所有者として扱われ、何人も、かかる保有者をそのように扱うことについて責任を負わない。

本社債のいずれかが、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保有される大券により表章される限りにおいて、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの記録（口座に記録される当該本社債の金額についてユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行された証明書その他の文書は、明白な誤りがある場合を除き、すべての目的において確定的で拘束力を有するものとする。）で当該本社債の特定の金額の保有者として示されている者（ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）は、発行会社およびその代理人により、下記を除くすべての目的において当該本社債の当該金額の保有者として扱われるものとする。当該本社債の当該金額の元本または利息の支払に関しては、無記名式大券の所持人が、該当する大券の条件に従い発行会社およびその代理人により当該本社債の当該金額の保有者として扱われるものとし、「本社債権者」および「本社債の保有者」という表現ならびに関連する表現は、これに応じて解釈するものとする。

本社債は、「6. 債務不履行事由および清算」で述べる一定の状況においてその保有者により期限の利益を喪失させられることがある。かかる状況において、本社債が依然として大券により表章されており、その大券（またはその一部）が本社債の条件に従い支払うべきものとなり、支払うべき金額の全額支払が大券の規定に従い行われていない場合、大券は、当該日の午後6時（香港時間）をもって無効となる。同時に、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクにおける口座に貸記されている当該大券の保有者は、誓約証書の条件に従い、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクにより提供された明細書に基づき、発行会社に対し直接的に手続を行う権利を有するようになる。

(2) 時効

本社債に関する元本および利息の支払の請求権は、その支払のための関連日から、元本であれば10年以内、利息であれば5年以内に請求しない場合、時効が成立し、無効となる。

(3) 本社債の代替社債券

本社債または利札が、紛失、盗失、棄損、汚損または滅失した場合、代替に関連して生ずるすべての経費を請求者が支払い、かつ、証拠、担保、補償その他について発行会社および発行支払代理人が求める条件のもとで、適用ある一切の法に従って、発行支払代理人の指定事務所において代替券を発行できるものとする。棄損または汚損した本社債および利札は、代替券が交付される前に引き渡されなければならない。

(4) 追加発行

発行会社は、本社債または利札の保有者の承諾なく随時、追加の社債を、当該本社債とすべての点において（または、それらに付される利息（もしあれば）の最初の支払および/もしくはその額面金額以外のすべての点において）同じ条件で、本社債とともに同一のシリーズを構成するように、創設し発行することができる。

(5) 通貨補償

本社債が表示されるまたは支払をされるべき通貨（以下「契約通貨」という。）は、本社債に関して発行会社が支払うべきすべての金額（損害賠償金を含む。）の計算および支払の唯一の通貨である。発行会社から本社債または利札の保有者に支払うと明示された金額に関し、当該保有者が契約通貨以外の通貨で受領または回収した（裁判所の判決または命令の結果としてか、それらの執行の結果としてか、その他かを問わない。）金額は、当該受領または回収の日に（または当該日に購入することが実務上可能でない場合、それが実務上可能となる最初の日に）当該他の通貨で受領または回収した金額によって当該保有者が購入できる契約通貨の金額の限度でのみ、発行会社に対する免責を構成するものとする。その金額が、本社債または利札に関し当該本社債または利札の保有者に支払うと明示された契約通貨の金額に満たない場合、発行会社は、その結果として当該保有者が被った損失につ

き当該保有者に補償をするものとする。いかなる場合も発行会社は、かかる購入の際に合理的に生ずる費用につき、当該保有者に補償をするものとする。これらの補償は、発行会社のその他の義務とは別個独立の義務を構成し、別個独立の請求原因を生じさせるものとし、本社債または利札の保有者により認められる履行猶予にかかわらず適用されるものとし、本社債に関して支払うべき金額についての損害賠償の判決、命令、請求もしくは証拠またはその他いずれの判決もしくは命令にもかかわらず、完全な効力を有し続けるものとする。上述の損失は、本社債または利札の該当する保有者が被った損失を構成するとみなすものとし、実際の損失の証拠は発行会社により求められない。

(6) 権利放棄および救済措置

いずれかの本社債の保有者が本社債の要項に基づくいずれかの権利を行使しないこと、またはその行使が遅延することは、その権利の放棄とはならず、かかる権利の単一または部分的行使は、当該権利のその他のもしくは将来の行使または他の権利の行使を排除するものではない。本社債の要項に基づく権利は、法により規定されるその他のすべての権利に追加されるものである。いかなる通知または請求も、同一、類似または他の場合において、その旨の通知または請求がない限り、その他の行為をなす権利の放棄を構成するものではない。

(7) 第三者の権利

いかなる者も、英国1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づき本社債の条項を強制する権利を有さない。

(8) 投資に関する留意点

購入予定者は、発行されるプログラム上の社債への投資を行う前に、海外目論見書に記載されている他の情報に加え、下記の留意点を慎重に検討すべきである。現時点で発行会社が把握していない追加の留意点および不確実性または発行会社が現時点では重要ではないとみなしている留意点および不確実性もプログラム上の社債への投資に悪影響を及ぼす可能性がある。以下に記載されている事由が発生すると、発行会社およびその子会社（以下「当グループ」という。）の事業、財政状態もしくは経営成績に悪影響を及ぼすおそれがある。

発行会社は、元本および/または利息が指数、計算式、証券、為替レート、金利またはその他の要因（裏付けとなっている資産またはその他の資産を、以下「参照資産」といい、バスケットに含まれる場合には、以下「構成参照資産」という。）などの一つまたは複数の変数を参照することによって決定されるプログラム上の社債を発行することができる。プログラム上の社債は投資家にとって特定のリスクを含んだ特徴を備えている。以下の記載は、プログラム上の社債の購入予定者が購入に際して考慮すべきリスクの一部について説明したものである。

総論

プログラム上の社債への投資は投機的であり、重大なリスクを伴う可能性がある。社債権者は、場合により最低償還金額に従って投資の一部または全額を失うおそれがあることを理解する必要がある。参照資産のレベルおよび/または価値の変動を参照することによって決定されたプログラム上の社債の投資リターンは変動によって左右され、伝統的な負債証券に投資することによって受け取る金額を下回る可能性がある。参照資産のレベルおよび/または価値の変動を予測することはできない。プログラム上の社債は参照資産のレベルおよび/または価値を参照することによって早期償還される可能性がある。本社債における償還は、本書に記載されている方法で償還される。

プログラム上の社債への投資がすべての投資家に適している訳ではない

プログラム上の社債の各購入予定者は、自身が置かれた状況に照らし、当該投資の適合性について判断しなければならない。とりわけ以下の点に留意すべきである。

- () プログラム上の社債、プログラム上の社債に投資するメリットとリスクおよび海外目論見書または海外目論見書への修正において記載または組み込まれた情報を有意義に評価できる十分な知識と経験を有すること。
- () 具体的な財務状況において、プログラム上の社債への投資およびかかる投資が投資ポートフォリオ全体に及ぼす影響を評価する適切な分析ツールを利用できるとともに、かかる分析ツールに関する知識を有すること。
- () プログラム上の社債への投資に伴うすべてのリスク（一つの通貨または複数の通貨で元利金が支払われる場合、または元利金の支払通貨が購入予定者の自国通貨と異なっている場合を含む。）に耐える十分な金融資産と流動性を保有していること。
- () プログラム上の社債の要項を十分に理解すること、および関連する金融市場の動きに精通していること。
- () 経済、金利、自身の投資およびそれに伴うリスク負担能力に影響を及ぼすその他の要因に関して予想されるシナリオについて（単独で、または財務顧問の助言を得て）評価できること。

信用リスク

プログラム上の社債は、発行会社の直接の、無担保非劣後債務であり、その他いかなる者の債務でもない。発行会社の財政状態が悪化しそうな場合、発行会社はプログラム上の社債に基づく義務を履行できなくなる可能性がある（発行会社の信用リスク）。発行会社が支払不能またはプログラム上の社債に基づく債務不履行に陥る場合、最悪の場合には、プログラム上の社債の投資家は投資金額の全額を失うおそれがある。

発行会社のいずれの格付けも、関連する格付機関の独立した意見を反映したものであり、発行会社の信用の質を保証するものではないことに投資家は注意すべきである。信用格付けは、証券の購入、売却または保有を勧奨するものではなく、当該格付けは、随時、修正または撤回されることがある。

プログラム上の社債は無担保債務である

プログラム上の社債は無担保のため、プログラム上の社債への投資を検討する際には、発行会社の信用リスクの評価が投資家にとって極めて重要となる。発行会社が、プログラム上の社債に基づき投資家に支払うべき金額を支払えなくなった場合には、当該投資家はいかなる参照資産もしくは構成参照資産または担保権 / 担保財産に対しても訴求できず、最悪の場合には、プログラム上の社債に基づく支払を一切受けられない可能性がある。

プログラム上の社債は通常の債務証券ではない

プログラム上の社債への投資は、定期預金への投資と同等のものではない。プログラム上の社債は利息の支払がなされない可能性があり、償還の際には、参照資産または構成参照資産のパフォーマンスによっては投資金額を下回る金額しか返還されないかまたは全額返還されない場合もあることから、プログラム上の社債の条件は通常の債務証券の条件とは異なっている。

プログラム上の社債への投資金額の償還額および投資利益率は変動する可能性があり、これらは保証されない。低利回りで、キャピタル・リスクが少ないかまたは全くない定期預金や類似の投資とは異なり、プログラム上の社債はより大きな収益を得られる可能性があるものの、より高い資本喪失リスクを伴っている。結果として、投資家の資本は当初の投資金額を下回るおそれがある。

プログラム上の社債は、裏付けになっている参照資産の価値またはレベルに連動するよう設計されている場合がある。参照資産は裏付けになっている価値またはレベルの変動または株式全般およびその他市場の状況を反映する可能性があることから、参照資産の価値は激しく変動するおそれがある。したがって、裏付けとなっている参照資産が予想通りに変動しない場合には、プログラム上の社債から得られる収益は投資金額を下回るか、最悪の場合には全く収益をあげられないリスクがある。かかる場合、投資家は投資金額の全額を失う可能性がある。さらに、裏付けとなる参照資産の発行会社が

倒産した場合には当該参照資産の価値はゼロになるリスクがあることに留意する必要がある。その結果、プログラム上の社債の価値は悪影響を受け、最悪の場合にはゼロになり、プログラム上の社債の投資家は投資金額の全額を失うことになる。

プログラム上の社債に関するキャピタル・リスク

プログラム上の社債への投資金額の償還は完全に保証されるものではない。結果的に、投資家の資本は、当該プログラム上の社債に当初投資された金額を下回るおそれがある。

参照資産または構成参照資産を所有していない

参照資産または構成参照資産に関連するプログラム上の社債に対する投資は参照資産または構成参照資産への投資と同じではなく、（プログラム上の社債と参照資産の交換決済する前に）参照資産または構成参照資産の裏付けになる証券の保有者に付与される権利（議決権および配当受領権など）は社債権者には提供されない。

プログラム上の社債に関して活発な取引市場または流通市場に流動性が存在しない可能性がある

発行されるプログラム上の社債は新しい証券であり、広く分売されない可能性があるため、活発な取引市場がない（ある特定のトランシェについて、そのトランシェが発行済みのトランシェと併合され、当該トランシェと単一のシリーズを構成する場合を含む。）。プログラム上の社債が当初の発行後に取引される場合、特に実勢金利、類似のプログラム上の社債の市場、一般的な経済状況、発行会社が支払った手数料および発行会社の財政状態によっては、当初の価格よりも低い価格で取引される可能性があり、また、発行会社が財政難にある場合、既存の流動性取引があるとしても社債権者がプログラム上の社債を元本金額よりも大幅に低い価格で売却しなければならない可能性がある。したがって、プログラム上の社債への投資に際して、投資家は取引が困難または不可能となるリスクに晒されている。市場が発達した場合でも、かかる市場に十分な流動性がなく、また流動性は金融市場の変化の影響を受け易い可能性がある。

プログラム上の社債の取引市場が発達するか、発達した場合の流通市場におけるプログラム上の社債の価格、かかる市場が流動性を有するか否かについては、予測することができない。プログラム上の社債は上場されていないため、プログラム上の社債の価格に関する情報を取得するのはより困難であり、プログラム上の社債の流動性は悪影響を受ける。さらに、プログラム上の社債が償還または買入消却された場合、未償還のプログラム上の社債の数は減少し、プログラム上の社債の流動性の減少の原因となる。プログラム上の社債の流動性の減少は、プログラム上の社債の価格のボラティリティの上昇を生じさせる可能性がある。したがって、プログラム上の社債への投資家は、プログラム上の社債の流動的な流通市場がない場合には、その投資価値を現実化するためにプログラム上の社債の償還時まで待たなければならないリスクがあるため、プログラム上の社債の償還まで経済的リスクを負わなければならない可能性を前提に投資を進めるべきである。

不可抗力

計算代理人が自らの絶対的裁量により、プログラム上の社債に基づく発行会社の義務（またはこれに関連して行われた、ヘッジ取引もしくは資金調達取引に基づく発行会社の指定する関係者の義務）の履行がその一部またはすべてにおいて違法または実行不可能になると判断した場合、発行会社が計算代理人により決定される金額の支払と引き換えに、プログラム上の社債に基づく義務を終了するリスクに社債権者は晒されている。この金額は、当該終了直前のプログラム上の社債の公正市場価値に対して、かかる事由の結果、発行会社および/またはその関連会社がプログラム上の社債または関連するヘッジ契約もしくは資金調達取引に関して負担した合理的な費用を十分に勘案して調整される。かかる早期償還の結果、社債権者はその投資の一部または全部を失うおそれがあり、その場合には、関連する参照資産の裏付けになる証券の将来の値上がりおよびプログラム上の社債に対する将来の支払利息を受け取れなくなる。

プログラム上の社債の価値および取引価格に影響を及ぼす一定の要因

満期前のプログラム上の社債の価値は、()プログラム上の社債の取引価格、()参照資産または構成参照資産の価値およびボラティリティ、()満期までの残存期間、()金利および配当利回りの変動、()為替レートの変動、()市場の状況および参照資産または構成参照資産の流動性、ならびに()関連する取引費用などの多くの要因に左右されることが予想される。これらの要因の結果として、社債権者が満期前にプログラム上の社債を売却できる価格は当初に投資した金額を下回る可能性がある。かかる各々の要因は複雑な形で相互に関連している(例えば、ある要因は、他の要因によって生じたプログラム上の社債の取引価値の増加額を相殺してしまう可能性がある。)。投資家は、プログラム上の社債の価値が、以下の要因の一つまたは複数の要因により不利な影響を受けるかもしれないというリスクに晒されている。

(a) 参照資産または構成参照資産のレベルまたは価値の変動

参照資産または構成参照資産の価値またはレベルの変動は、プログラム上の社債の価値に影響を及ぼす可能性がある。同時に、プログラム上の社債の投資家は、プログラム上の社債の満期または早期償還までの残存期間中における参照資産または構成参照資産の価値もしくはレベルの変動についての予測が、プログラム上の社債に関して支払われる金額に悪影響を及ぼすというリスクにも晒されている。参照資産または構成参照資産のレベルは時間と共に変化することがあり、企業行動、マクロ経済の要因や投機等の各種要因を参照して増減する可能性がある。

(b) 金利

金利の上昇によって参照資産または構成参照資産の価値は低下し、ひいてはプログラム上の社債の価値の下落を招くおそれがある。金利の変動は参照資産または構成参照資産の裏付けになっている証券が売買されている国の経済にも影響を及ぼすため、プログラム上の社債の価値に悪影響を及ぼすおそれもある。

(c) 参照資産または構成参照資産の変動性

参照資産または構成参照資産の価値における市場変動の規模と頻度が増加または減少すると、プログラム上の社債の取引価値は不利な影響を受ける可能性がある。

(d) 満期までの残存期間

プログラム上の社債は、金利のレベルおよび参照資産または構成参照資産のレベルに基づいて予想される価値を上回る価値で取引される場合がある。かかる差異は、プログラム上の社債の満期前の期間における参照資産または構成参照資産に関する期待から生じる「タイム・プレミアム」を反映している。プログラム上の社債への投資家は、プログラム上の社債の償還までの残存期間の減少に伴い、このタイム・プレミアムはおそらく減少し、プログラム上の社債の価値に悪影響を及ぼすリスクがあることに留意すべきである。

(e) 配当率

プログラム上の社債の投資家は、参照資産または構成参照資産に対する配当率またはその他の分配率の変化によってプログラム上の社債の取引価値が不利な影響を受けるリスクに晒されている。参照資産または構成参照資産における配当率またはその他の収益率が上昇すると、プログラム上の社債は、一般的には、償還時に支払われる金額の増加またはかかる配当のパススルー支払の方法により配当の上昇を反映しないため、その取引価値は下落するおそれがある。

価格決定

判定過程の一環として、プログラム上の社債は、参照資産のレベルや価値の観測が行われる時間および証券取引所その他の場所を指定することができる。参照資産のレベルや価値がどのように計算されるかにより、当該参照資産のレベルや価値は取引日を通じて変動する可能性があり、急激に変化する

ることがある。したがって、プログラム上の社債の収益は、特に判定時間と判定方法の選択に敏感であり得ることに投資家は留意すべきである。証券取引所その他の場所において、ある特定の時間における原資産の価値の確定に使用される「価格発見」方法は、取引日を通じて統一されていない可能性がある。これにより、プログラム上の社債の発行の判定に影響を与える場合がある。例えば、証券取引所は始値または終値を設定するためにオークションを実施することがあり、営業時間外取引の特徴や取引参加者は、通常の営業時間内の取引とは異なる場合がある。

潜在的な利益相反

発行会社またはその関係者は、随時、()参照資産もしくは構成参照資産の発行者または参照資産もしくは構成参照資産に関する債務者が行う取引に関して当該発行者もしくは債務者に助言するまたは当該発行者もしくは債務者との事業に従事する、()自己勘定もしくは管理下にある他の口座で参照資産または構成参照資産が関係する取引に従事するまたは顧客の注文を促進する、()プログラム上の社債に関し、参照資産または構成参照資産を購入することによってヘッジ取引を実行する、()一定の参照資産または構成参照資産に関するリサーチ・レポートを公表する、または()参照資産または構成参照資産に関する非公開の情報を取得する。発行会社またはその関係者によるかかる活動により、当該参照資産または構成参照資産の価値、さらには参照資産または構成参照資産が関連するプログラム上の社債の価値は不利な影響を受ける可能性がある。

さらに、参照資産または構成参照資産の価値が、所定の参照水準を超えるかもしくは下回る場合、かかる参照水準と等しい場合またはかかる参照水準の範囲外となる場合(以下「判定基準事由」という。)には、(a)プログラム上の社債の早期償還がなされること、および/または(b)プログラム上の社債について少ない金額が支払われることを、プログラム上の社債の要項に規定することがある。前段落に記載されている活動は、関連するプログラム上の社債の価値に潜在的に悪影響を及ぼす可能性がある判定基準事由を発生させる可能性がある。

発行会社の一定の関係者または発行会社自身が、()プログラム上の社債の発行に基づく発行会社の義務のヘッジについてのカウンターパーティとなる可能性があり、()プログラム上の社債に関する決定および計算について責任を負う計算代理人となる可能性があり、また()参照資産を参照するプログラム上の社債の購入または保有とは一致しない意見を表明するまたは推奨を行うリサーチ・レポートを発表する場合がある。したがって、発行会社とその関係者の間および発行会社またはその関係者の利益とプログラム上の社債保有者の利益の間の両方に、一定の利益相反が生じるリスクがある。

手数料およびヘッジ費用

プログラム上の社債の当初の発行価格には、発行会社および/またはその関係者が請求する販売手数料または費用およびプログラム上の社債に基づく発行会社の義務をヘッジする費用(見積費用を含む。)が含まれている場合がある。したがって、発行により、発行会社またはその関係者が流通市場で投資家から購入したいとするプログラム上の社債の価格(もしあれば)は、当初の発行価格を下回るおそれがある。また、かかる費用、手数料およびヘッジ費用は、プログラム上の社債の早期償還により支払われる償還金額から控除されることがある。さらに、かかる価格は、当該補償その他の取引費用の結果として、発行会社または関係者が使用する価格決定モデルにより決定される価額とは異なることがある。

一般的な経済情勢がプログラム上の社債に及ぼす影響

債務証券市場は、アジアおよび他の国や地域における経済情勢と市況、金利、為替レートおよびインフレ率の影響を受ける。その他の地域で発生する事由が市場の変動を引き起こさないという保証、またはかかる市場の変動がプログラム上の社債の価格に悪影響を及ぼさないという保証、または経済情勢と市況がその他の悪影響を及ぼさないという保証はない。

発行会社および関係者のヘッジ取引

発行会社またはその関係者は、プログラム上の社債に関するヘッジ取引（参照資産または構成参照資産の購入を含む。）を行うことができるが、ヘッジ取引を義務付けられることはない。発行会社の一部の関係者も証券業務の一環で定期的に参照資産または構成参照資産を売買することがある。こうした取引は潜在的に参照される要因、参照資産または構成参照資産の価値に影響を与える可能性があり、その結果、プログラム上の社債の価値にも影響を及ぼすおそれがある。

計算代理人の裁量および評価

支払利息および/または償還に関する支払金の計算は、証券取引所その他の値付けシステムにおいて公表される一定の指定されたスクリーン・レート、レベルまたは価額を参照することがあり、かかるレート、レベルまたは価額が関連する時間に表示されない場合、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で善意に決定するレート、レベルまたは価額を（場合に応じて）参照することがある。プログラム上の社債は、一定の状況においては予定されている満期より前に、計算代理人が決定する金額で償還されることがあるが、かかる金額は元本金額を下回る可能性がある。したがって、プログラム上の社債の投資家は、プログラム上の社債に基づく支払の計算およびその他の決定は、最終的には一当事者（発行会社自体またはその関係者の場合がある。）によって行われ、かかる計算や決定に異議を申立てることができないリスクに晒される。

計算代理人は、調整条件の設定にその独自モデルの使用を許される場合があり、投資家にとっては、調整結果を前もって予測することが困難な場合がある。この場合、評価モデルの適用についての専門知識がなければ、投資家は、プログラム上の社債に基づく支払に行われた調整が正当であり、プログラム上の社債の発行条件とも一致していることを証明することが困難になるリスクに晒される。

プログラム上の社債に関して計算代理人が行った計算および決定はすべて、（関連する決定が行われた時点で明白な誤りがある場合を除き、）最終的なものであり、発行会社およびすべてのプログラム上の社債権者を拘束するものとする。計算代理人はプログラム上の社債権者に対する義務はなく、プログラム上の社債の要項に従って拘束されることが明示されている義務のみを有するものとする。

ヘッジに関する一定の留意点

参照資産への投資に伴う市場リスクをヘッジするためにプログラム上の社債を購入予定の投資家は、プログラム上の社債の価値は、プログラム上の社債が関係している参照資産の価値とは必ずしも連動しないリスクがあることを認識する必要がある。プログラム上の社債の需要と供給は変化するため、プログラム上の社債の価値は参照資産の動きに連動するという保証はない。さらに、償還の数式には上限が設定されることがある。こうした理由から、とりわけ、関係する参照資産の価値を計算するために利用された価格ではポートフォリオに組み入れられている資産を購入または現金化できない可能性がある。したがって、ヘッジ手段としてプログラム上の社債に投資する投資家は、かかる価値の相違から生じるリスクに晒される可能性がある。

バスケットの価値

本社債が参照する参照資産または構成参照資産の水準および/または価値は、かかるバスケットに含まれる参照資産または構成参照資産の数により影響を受ける場合がある。一般に、多数の会社、債務者その他の構成要素からの参照資産もしくは構成参照資産を含んでいるバスケット、または各参照資産もしくは構成参照資産に対して比較的同じ比重を置いているバスケットは、バスケットに含まれる特定の参照資産や構成参照資産の水準および/または価値の変化により受ける影響が、含まれる参照資産や構成参照資産の数がより少ないバスケットや、一部の参照資産や構成参照資産により大きな比重を置いているバスケットより小さくなる。

特に、バスケットに含まれる参照資産または構成参照資産のすべてが、ある特定の業界のものであるか、ある特定の業界に関係している場合のバスケットの水準および/または価値は、様々な経済的、財政的その他の要因による影響を受け、または様々な形でかかる要因の影響を受ける多様な業界に関係する参照資産や構成参照資産を含んでいるバスケットに比べ、より大きな影響を被る。

本社債の投資家は、参照資産や構成参照資産の数および/または種類により、参照資産や構成参照資産の本社債の価値に悪影響を及ぼす他のリスクがさらに高まるというリスクに晒されている。

法の変更

プログラム上の社債の要項は、海外目論見書の日付時点で有効な英国法に基づいている。プログラム上の社債の要項の解釈および/または効力がプログラム上の社債の保有者の契約上の権利に重大な悪影響を及ぼす形で変更されるかもしれないというリスクが存在する。プログラム上の社債の価値は参照資産もしくは構成参照資産の発行者または当該参照資産もしくは構成参照資産における債務者の上場場所または設立場所の法律の変更によっても影響を受けるおそれがある。

海外目論見書の日付より後に公表される可能性のある司法の判断または英国法もしくは行政上の慣行の変更による影響に関しては、保証の限りではない。

振替システム

プログラム上の社債は、関連する補足条件書に記載されている関連する振替システムによってまたはそれに代理して保有されるため、投資家は、その持分を当該関連振替システムを通じてのみ取引することができ、譲渡、支払およびプログラム上の社債における支払を受けるための発行会社との情報のやりとりに関しては、振替システム等の手続に依拠しなければならない。

発行会社は、大券の持分に関する記録やそれに対する支払の記録を行う責任や義務を負わない。プログラム上の社債権者は、プログラム上の社債に関し直接の議決権を有せず、代わりに、関連する振替システムによって許される範囲で適切な代理人を任命することができる。

修正、権利放棄および債務引受け

プログラム上の社債への投資家のリスクとして、発行会社が以下のいずれかに該当すると判断した場合、プログラム上の社債の要項の条件の修正がプログラム上の社債権者の同意なく行われることがある。

- ・ 修正がプログラム上の社債権者に不利益をもたらすものではないこと
- ・ プログラム上の社債の修正が、形式的、微細もしくは技術的なものである場合、明白な誤りを正す場合または強行法規を遵守するために行われる場合

取引単位についての制限

関連する補足条件書に規定されている場合、投資家は、プログラム上の社債の行使または売却を行う1回あたりの最小取引単位または対価の総額を指定して、これを提示または転売しなければならない。したがって、指定された最小取引単位または対価の総額を下回るプログラム上の社債を有する投資家は、自らの投資を現金化するために、いずれの場合も取引費用を負担した上で、かかる本社債を売却または追加購入しなければならない。また、かかる社債の投資家には、本社債の取引価格と本社債の満期償還額または早期償還金額（場合による。）との間に差損が発生するリスクがある。

早期償還のリスク（ノックアウト・リスク）

本書に記載されている要項の一部（ノックアウト条項など）を満たしている場合には強制的に早期償還が行われる。そのため、投資家は、プログラム上の社債は定められた満期日前に終了する可能性があることを認識する必要がある。その結果、プログラム上の社債の投資家は将来の利息またはその他の支払だけでなく、裏付けとなっている参照資産または構成参照資産の価値の上昇または下落（該当する場合）による利益その他支払を受け取れなくなる。

プログラム上の社債は早期償還されることがある

香港のいずれかの法律、規則または決定が変更された結果、発行会社がプログラム上の社債に関して支払う金額の増額を余儀なくされた場合、プログラム上の社債の要項に従って残存するプログラム上のすべての社債を償還することができる。かかる場合に発行会社が支払う金額は、プログラム上の

社債に投資された金額、またはプログラム上の社債について当該償還が行われていなければそれに基づいて受領していたはずの金額を下回る可能性があるほか、投資家はプログラム上の社債に関するその後の利息の支払（もしあれば）をそれ以上受け取れなくなる。社債権者は、当該償還後に生じる可能性のある参照資産または構成参照資産の価値またはレベルの上昇による恩恵は享受できないことになる。

期限の利益喪失事由の発生により、支払が遅滞または減額される可能性がある

プログラム上の社債に関する期限の利益喪失事由（上記「6. 債務不履行事由および清算（1）債務不履行事由」で定義されている。）発生後、計算代理人がプログラム上の社債の支払期限が直ちに到来した旨の決定を行った場合には、投資家はプログラム上の社債の額面金額全額を得ることはできず、その権利は、補足条件書に記載されている元本金額の一部および（もしあれば）未払利息に限られる。

社債権者集会

プログラム上の社債の要項には、プログラム上の社債の保有者の利益全般に影響を及ぼす事項について検討する社債権者集会の招集規定が含まれている。これらの規定は、定義されている数の過半数のプログラム上の社債の保有者の意思が、関連の社債権者集会に出席せず、議決権を行使しなかったプログラム上の社債の保有者および大多数とは異なる投票を行ったプログラム上の社債の保有者も含むプログラム上の社債のすべての保有者を拘束することを認めている。したがって、プログラム上の社債の投資家には、同意なくプログラム上の社債の要項が修正されるかもしれないというリスクが存在する。

確定利付債券に特有のリスク

プログラム上の確定利付社債への投資には、その後の市場金利の変動によりプログラム上の確定利付社債の価値が悪影響を受けるリスクが伴う。

投資家は、市場金利がプログラム上の社債に関して支払われる固定金利を上回っても、市場金利の増加による利益を得ることができない。

変動利付債券に特有のリスク

変動利付債券の利益率は、利息の計算方法によって異なる。金利は固定ではなく、基準となるベンチマークのパフォーマンスに連動し、関連する補足条件書にそう記載されている場合には、支払利息に関して最高金利または最低金利が適用される場合がある。金利は定期的の下がることもあり、したがって本社債の利益率は保証されず、最悪の場合にはゼロになることがある。投資家は、本社債に関して最大利益率が適用される変動利付債券に関しては、かかる最大利益率が上限となること、したがって、基準となるベンチマークがかかる最大利益率を上回っても、その超過分の恩恵は受けられないことに留意する必要がある。

プログラム上の社債に対する金利の影響

プログラム上の社債への投資家は、その後の金利の変動がプログラム上の社債の価値に悪影響を及ぼす可能性があるというリスクに晒されている。プログラム上の社債への投資には、プログラム上の社債の額面通貨に関する金利リスクが伴う。マクロ経済、政府、投機および市場心理等の各種要因が金利に影響する。金利の変動は、プログラム上の社債の価値に影響を及ぼすおそれがある。

信用格付けはすべてのリスクを反映していないことがある

一つまたは複数の独立した格付会社が、プログラム上の社債の発行に格付けを付与する場合はある。格付けは、商品設計、市場および上記に述べた追加的な要因ならびにプログラム上の社債の価値に影響を与え得るその他要因に関連したすべてのリスクから生じ得る潜在的な影響を反映していない場合がある。信用格付けは、証券の購入、売却または保有を勧奨するものではなく、当該格付けは、随時、修正または撤回されることがある。

投資に関する法規制により一部の投資は制限される場合がある

一部の投資家による投資活動は、投資に関する法律と規則、または一部の当局の審査や規制により制限を受ける。投資予定者は、自身の法律顧問に相談した上で、以下に該当するか否か、またはその範囲について判断する必要がある。()プログラム上の社債は合法的な投資であること、()プログラム上の社債が各種借入れの担保として利用できること、()プログラム上の社債の購入または質権の設定にはその他の規制が適用されること。投資家はそれぞれの法律顧問や適切な規制当局に相談した上で、適用されるリスク・ベースの自己資本ルールまたは類似のルールに基づくプログラム上の社債の適切な取扱いについて判断する必要がある。

プログラム上の社債に関する税制

プログラム上の社債が関係する取引は、とりわけ購入予定者の地位および譲渡税と登録税に関する法律によっては課税を購入予定者にもたらす可能性がある。プログラム上の社債に基づく発行会社の債務が現物決済される場合、資産の譲渡または資産譲渡契約に関し、印紙税、印紙保留税および/または類似の譲渡税を課税される可能性がある。

参照資産に連動したプログラム上の社債で参照資産が米国の発行者により発行された有価証券である場合には、米国の源泉徴収税が適用される可能性がある

プログラム上の社債が参照資産または構成参照資産に連動しており、かつ参照資産または構成参照資産の一部または全部が米国の発行者の有価証券である場合、当該プログラム上の社債の保有者に対してなされる一定の支払は、かかる支払が「配当同等物」の支払として取り扱われる限度において、1986年米国内国歳入法(その後の改正を含む。)(以下「米国内国歳入法」という。)第871条(m)に基づく米国の源泉徴収税(適用される条約またはその他の免除によるが、30%を上限とする。)の対象となる可能性がある。さらに、参照資産または構成参照資産について米国源泉配当が支払われる限度において、プログラム上の社債についてそれに相当する支払が行われない場合であっても、米国内国歳入法第871条(m)に基づく米国の源泉徴収税がプログラム上の社債の保有者に対して課される可能性がある。米国内国歳入法第871条(m)に基づき米国の税金の源泉徴収が要求される場合、発行会社は、源泉徴収された金額についていかなる追加額も支払う義務を負わない。

金融機関(破綻処理)条例はプログラム上の社債に悪影響を及ぼす可能性がある

2017年7月7日、香港金融機関(破綻処理)条例(628章)(以下「FIRO」という。)が施行された。FIROは、とりわけ、関連する破綻処理当局により指定される、発行会社を含む香港における認可機関その他対象内の金融機関の破綻処理体制の確立について規定している。破綻処理体制は、経営不振に陥っている香港における認可機関または対象内の金融機関を安定させその存続を確保するために、適時かつ秩序ある破綻処理をもたらす行政上の権限を関連する破綻処理当局に対し与えることを目指している。特に、契約上の権利および財産権ならびに破綻処理において債権者が受け取る支払(支払の優先順位に関するものも含む。)に影響を及ぼす権限が関連する破綻処理当局に対して与えられる。これらの権限には、プログラム上の社債またはその元本もしくは利息の全部または一部を消却し、償却し、変更し、転換しまたは交換する権限およびプログラム上の社債の契約条項を修正または改正する権限(これらはすべてプログラム上の社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。)が含まれるが、これらに限定されず、社債の保有者は、結果として自らの投資の一部または全部を失うおそれがある。プログラム上の社債(優先社債であるか劣後社債であるかを問わない。)の保有者は、FIROに服し、また、FIROに拘束されることとなる可能性がある。FIROの実施は未検証であり、FIROに関連する一定の詳細は二次的な法制および関係規則を通じて規定される予定である。したがって、発行会社は、金融システム一般、発行会社の相手方当事者、発行会社、発行会社の連結子会社、発行会社の事業および/または発行会社の財政状態に対するFIROの完全な影響を評価することはできない。

2018年1月17日、香港金融管理局は、FIROにおける認可機関に対し最低損失吸収能力(以下「LAC」という。)にかかる要件を定める一連の規則案に関するパブリック・コンサルテーションを公表した。LAC要件は、破綻処理体制の効果的な使用および認可機関の十分な損失吸収能力を確保す

るために提案されたものである。コンサルテーションの結果は未定で、2018年後半に、FIROの補足法として当該規則が立法会での異議審査のために提案される予定である。したがって、発行会社は、金融システム一般、発行会社の相手方当事者、発行会社、発行会社の連結子会社、発行会社の事業および/または発行会社の財政状態に対するLAC要件の完全な影響を評価することはできない。

情報

プログラム上の社債の発行に関連し、参照資産または構成参照資産の発行会社の財政状態や信用度に関する調査は行われていない。プログラム上の社債の投資家は、参照資産、各構成参照資産および当該発行会社に関し、参照資産または構成参照資産に直接投資している場合と同様の情報を入手し、それを評価する必要がある。さらに、投資家は、参照資産の過去のパフォーマンスを将来の結果を予測したもののみならずはならないことを理解する必要がある。

指数その他のスポンサーの作為または不作為

一定の状況において、本社債が連動する指数その他のスポンサーの、発行会社の支配の及ばない作為または不作為は、本社債の調整または早期償還もしくは早期終了を生じさせる作為を含み、本社債権者の権利および/または本社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

障害日

プログラム上の社債の投資家は、参照資産または構成参照資産に関連して障害日が発生するリスクに晒されている。計算代理人が以下のいずれかに該当すると判断した場合、プログラム上の社債に関して障害日が発生する可能性がある。すなわち、証券取引所または関連する証券取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができないこと、市場混乱事由が生じていること、およびスポンサーが指数の水準を公表することができないことである。

計算代理人により障害日が発生したと判断された場合、計算代理人は評価日を障害日でない後の日に延期することができる。ただし、評価日を補足条件書に規定される日数を超過して延期することはできない。計算代理人が評価日を延期した場合、プログラム上の社債に関する支払その他の受渡の期日も延期されることがある。

市場混乱事由

プログラム上の社債の投資家は、参照資産または構成参照資産に関連して市場混乱事由が発生するリスクに晒されている。計算代理人が以下のいずれかに該当すると判断した場合、プログラム上の社債に関して市場混乱事由が発生する可能性がある。すなわち、関連する証券取引所が通知なく定時より早く閉場されること、取引に制限が課されること、取引が停止されること、および市場参加者による評価の入手または取引の実行が妨げられることである。

計算代理人により市場混乱事由が発生したと判断された場合、その結果として、プログラム上の社債の価値は、かかる社債に定められる評価の延期や調整によって悪影響を受ける可能性がある。参照資産または構成参照資産の最終レベルまたは終値は、関連する参照資産または構成参照資産を構成している残りの証券を参照することによって計算されることがある。

追加障害事由

投資家は、プログラム上の社債に関し、本書に記載されている一定の状況下において追加障害事由が発生することに留意する必要がある。プログラム上の社債に関して追加障害事由が発生した場合、発行会社はその単独かつ絶対的裁量でプログラム上の社債を継続するか否かについて決定でき（継続を決定した場合には行われる調整を決定できる。）、または計算代理人はプログラム上の社債に関して早期償還日を指定し、社債権者は計算代理人が状況により補償として公正であるという計算代理人の判断に基づいて「早期消滅決済額」を受け取る。

「法の変更」が補足条件書において追加障害事由として指定されている。「法の変更」は、法の変更により、発行会社がプログラム上の社債に基づく債務をヘッジすることは違法であるかもしくは違

法になると判断した場合、または発行会社もしくは指定された関連会社がプログラム上の社債に基づく債務の履行するため重大な費用増加を負担する場合に発生しうる。

関連するプログラム上の社債に関し、当初に予定された満期日よりも前に係る早期償還が発生すると、社債権者は投資の一部または全部を失うおそれがあるほか、かかる償還後または終了後に発生する関連の参照資産の将来の値上がり益を享受できなくなる。

承継指数、指数の修正、指数の計算

一定の状況において、本社債が連動する参照指数に対して一定の調整がなされることがあり、その結果、本社債権者が損失を被る可能性がある。以下のいずれかが発生（以下をそれぞれ「指数調整事由」という。）した場合で、計算代理人が当該指数調整事由が本社債に重大な影響があると判断した場合、(A)当該状況における計算代理人の意見において公正とされる金額を本社債の保有者に対して支払った上で（当該支払金額は、当該保有者の損失となる場合がある。）当該本社債を終了する、または(B)本社債を継続する（この場合、参照指数の水準は、計算代理人の単独の裁量により決定される。）のいずれかの結果を招く場合がある。

- () 評価日に関連するスポンサーが当該参照指数の計算および発表を怠った場合
- () 関連するスポンサーによる当該参照指数に対する本社債に重大な影響を及ぼす可能性のある修正がなされた場合
- () 当該参照指数が関連するスポンサーにより中止された場合

第3【その他の記載事項】

発行会社のロゴ、名称および通称名である「香港上海銀行」、本社債の名称ならびに売出人および本社債の売出しの取扱いを一部委託された登録金融機関の名称が発行登録目論見書の表紙に記載される。

さらに発行登録目論見書の表紙裏に、次の記載がなされる。

「本社債の利率、満期償還額および早期償還事由の発生の有無は、本社債の要項に従い、日経平均株価およびユーロ・ストックス50の変動により影響を受けます。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第2 売出要項 1. 利息」および「第一部 証券情報 第2 売出要項 2. 償還および買入れ」をご参照ください。

なお日経平均株価およびユーロ・ストックス50につきましては、本書「第三部 保証会社等の情報 第3 指数等の情報」をご参照ください。

本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本社債の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本社債に対する投資を行ってください。」

「（注）発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。」

また、本社債に関する契約締結前交付書面、想定損失額のシミュレーション、利率決定方法についての説明書、無登録格付に関する説明書およびリスク要因と題する書面を発行登録目論見書の冒頭に挿入する。発行会社は、かかる書面に係る記載について一切の責任を負わない。

<本社債以外の社債に関する情報>

第三部【保証会社等の情報】

(以下の記載が、発行登録書の「第三部 保証会社等の情報」の見出しの直後に追加・挿入される。)

<ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド(香港上海銀行)
2024年2月13日満期 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数(日経平均株価、ユーロ・ストックス50
指数)参照デジタル・クーポン円建社債に関する情報>

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本社債は、利息額、早期償還の有無および満期償還額が日経平均株価およびユーロ・ストックス50の水準により決定されるため、日経平均株価およびユーロ・ストックス50についての開示を必要とする。

2【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移(終値ベース)

(単位:円)

最近5年間の 年別最高・最低 値	年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	
	最高	17,935.64	20,868.03	19,494.53	22,939.18	24,270.62	
	最低	13,910.16	16,795.96	14,952.02	18,335.63	19,155.74	
最近6ヶ月の 月別最高・最低 値	月別	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月	2018年 10月	2018年 11月	2018年 12月
	最高	22,794.19	22,869.50	24,120.04	24,270.62	22,486.92	22,574.76
	最低	21,546.99	21,857.43	22,307.06	21,149.80	21,507.54	19,155.74

出典:ブルームバーグ・エルピー

日経平均株価の終値の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価が上記のように変動したことによって、日経平均株価および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

ユーロ・ストックス50の過去の推移(終値ベース)

(単位:ポイント)

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	
	最高	3,314.80	3,828.78	3,290.52	3,697.40	3,672.29	
	最低	2,874.65	3,007.91	2,680.35	3,230.68	2,937.36	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	月別	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月	2018年 10月	2018年 11月	2018年 12月
	最高	3,527.18	3,509.23	3,449.79	3,414.16	3,246.16	3,214.99
	最低	3,372.21	3,359.08	3,293.36	3,130.33	3,116.07	2,937.36

出典：ブルームバーグ・エルピー

ユーロ・ストックス50の終値の過去の推移はユーロ・ストックス50の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間においてユーロ・ストックス50が上記のように変動したことによって、ユーロ・ストックス50および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

< 本社債以外の社債に関する情報 >